

Q001

6-1 関係法規 > 資格法 | 難易度：基礎

資格法の論点「業務独占」について、「はり師免許」が適切とされる根拠はどれか。

ア．あはき法では、医師以外の者がはり業とするには、はり師免許を受けなければならない。

イ．きゅう師免許は、きゅうを業とするための免許である。

ウ．医療事務資格では、はり業として行うことはできない。

エ．民間講座の修了証は法定免許の代わりにならない。

答え・4肢解説

正答：ア．あはき法では、医師以外の者がはり業とするには、はり師免許を受けなければならない。

ア：正しい。この説明が「はり師免許」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「きゅう師免許だけ」を評価するための説明であり、今回の「はり師免許」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「医療事務資格」を評価するための説明であり、今回の「はり師免許」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「民間の鍼灸講座修了証」を評価するための説明であり、今回の「はり師免許」を支持する根拠にはならない。

総合解説：あはき法では、医師以外の者がはり業とするには、はり師免許を受けなければならない。あはき法では、医師以外の者がはり業とするには、はり師免許を受けなければならない。

Q002

6-1 関係法規 > 資格法 | 難易度：基礎

資格法の論点「国家試験と免許」について、「所定の教育を修め国家試験に合格した者に、厚生労働大臣が与える。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．はり師免許は厚生労働大臣が与える。

イ．所定の学校・養成施設で必要な知識技能を修得し、国家試験に合格した者に厚生労働大臣が免許を与える。

ウ．国家試験合格と免許登録が必要である。

エ．法定免許は民間団体が交付するものではない。

答え・4肢解説

正答：イ．所定の学校・養成施設で必要な知識技能を修得し、国家試験に合格した者に厚生労働大臣が免許を与える。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「都道府県知事が国家試験に合格していない者にも与える。」を評価するための説明であり、今回の「所定の教育を修め国家試験に合格した者に、厚生労働大臣が与える。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「所定の教育を修め国家試験に合格した者に、厚生労働大臣が与える。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「養成施設卒業だけで自動的に免許が与えられる。」を評価するための説明であり、今回の「所定の教育を修め国家試験に合格した者に、厚生労働大臣が与える。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「民間団体が独自の判断で法定免許を交付する。」を評価するための説明であり、今回の「所定の教育を修め国家試験に合格した者に、厚生労働大臣が与える。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：所定の学校・養成施設で必要な知識技能を修得し、国家試験に合格した者に厚生労働大臣が免許を与える。所定の学校・養成施設で必要な知識技能を修得し、国家試験に合格した者に厚生労働大臣が免許を与える。

Q003

6-1 関係法規 > 資格法 | 難易度：基礎

資格法の論点「相対的欠格事由」について、「麻薬、大麻又はあへんの中毒者」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．利き手は免許の欠格事由ではない。
- イ．眼鏡使用は欠格事由ではない。
- ウ．麻薬、大麻又はあへんの中毒者は、免許を与えないことがある事由の一つである。
- エ．転職歴は欠格事由ではない。

答え・4肢解説

正答：ウ．麻薬、大麻又はあへんの中毒者は、免許を与えないことがある事由の一つである。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「左利きである者」を評価するための説明であり、今回の「麻薬、大麻又はあへんの中毒者」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「眼鏡を使用している者」を評価するための説明であり、今回の「麻薬、大麻又はあへんの中毒者」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「麻薬、大麻又はあへんの中毒者」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「成人後に転職した者」を評価するための説明であり、今回の「麻薬、大麻又はあへんの中毒者」を支持する根拠にはならない。

総合解説：麻薬、大麻又はあへんの中毒者は、免許を与えないことがある事由の一つである。麻薬、大麻又はあへんの中毒者は、免許を与えないことがある事由の一つである。

Q004

6-1 関係法規 > 資格法 | 難易度：基礎

資格法の論点「名簿登録」について、「国家試験合格者の申請により、はり師名簿に登録されたとき」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．入学時点では免許は成立しない。
- イ．受験票の交付は免許成立とは無関係である。
- ウ．施術所届出は免許取得後の開設手続である。
- エ．免許は、合格者の申請により、はり師名簿へ登録することで行われる。

答え・4肢解説

正答：エ．免許は、合格者の申請により、はり師名簿へ登録することで行われる。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「養成施設へ入学したとき」を評価するための説明であり、今回の「国家試験合格者の申請により、はり師名簿に登録されたとき」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「国家試験の受験票が交付されたとき」を評価するための説明であり、今回の「国家試験合格者の申請により、はり師名簿に登録されたとき」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「施術所の開設届を提出したとき」を評価するための説明であり、今回の「国家試験合格者の申請により、はり師名簿に登録されたとき」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「国家試験合格者の申請により、はり師名簿に登録されたとき」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：免許は、合格者の申請により、はり師名簿へ登録することで行われる。免許は、合格者の申請により、はり師名簿へ登録することで行われる。

Q005

6-1 関係法規 > 資格法 | 難易度：基礎

資格法の論点「外科手術・薬品投与」について、「薬品を投与し、又はその指示をすること」が適切とされる根拠はどれか。

ア．あはき法は、施術者が外科手術を行い、薬品を投与し、又はその指示をする等の行為を禁止している。

イ．免許業務の範囲内で適法に刺鍼できる。

ウ．安全な施術のため問診は必要である。

エ．医療連携のため受診勧奨は重要である。

答え・4肢解説

正答：ア．あはき法は、施術者が外科手術を行い、薬品を投与し、又はその指示をする等の行為を禁止している。

ア：正しい。この説明が「薬品を投与し、又はその指示をすること」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「適法な範囲で刺鍼すること」を評価するための説明であり、今回の「薬品を投与し、又はその指示をすること」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「施術前に問診すること」を評価するための説明であり、今回の「薬品を投与し、又はその指示をすること」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「必要に応じ受診を勧めること」を評価するための説明であり、今回の「薬品を投与し、又はその指示をすること」を支持する根拠にはならない。

総合解説：あはき法は、施術者が外科手術を行い、薬品を投与し、又はその指示をする等の行為を禁止している。あはき法は、施術者が外科手術を行い、薬品を投与し、又はその指示をする等の行為を禁止している。

Q006

6-1 関係法規 > 資格法 | 難易度：基礎

資格法の論点「刺鍼時の消毒」について、「はり、手指、施術の局部」が適切とされる根拠はどれか。

ア．鍼柄だけでは法定の対象を満たさない。

イ．法は、はり、手指及び施術の局部を消毒しなければならないとしている。

ウ．床清掃は衛生管理上重要だが、この条文の直接対象ではない。

エ．患者衣服だけでは法定対象を満たさない。

答え・4肢解説

正答：イ．法は、はり、手指及び施術の局部を消毒しなければならないとしている。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「鍼柄だけ」を評価するための説明であり、今回の「はり、手指、施術の局部」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「はり、手指、施術の局部」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「施術室の床だけ」を評価するための説明であり、今回の「はり、手指、施術の局部」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の衣服だけ」を評価するための説明であり、今回の「はり、手指、施術の局部」を支持する根拠にはならない。

総合解説：法は、はり、手指及び施術の局部を消毒しなければならないとしている。法は、はり、手指及び施術の局部を消毒しなければならないとしている。

Q007

6-1 関係法規 > 資格法 | 難易度：基礎

資格法の論点「施術所広告」について、「施術所の名称、電話番号、所在の場所」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．技能の優越性を広告することは認められない。
- イ．効果保証は適切な広告ではない。
- ウ．施術所の名称、電話番号、所在地などは法定の広告可能事項に含まれる。
- エ．比較優良をうたう内容は認められる基本広告事項ではない。

答え・4肢解説

正答：ウ．施術所の名称、電話番号、所在地などは法定の広告可能事項に含まれる。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「施術者の技能が地域で最高であるとの表示」を評価するための説明であり、今回の「施術所の名称、電話番号、所在の場所」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「必ず治るとの効果保証」を評価するための説明であり、今回の「施術所の名称、電話番号、所在の場所」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「施術所の名称、電話番号、所在の場所」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「他院より優れているとの比較広告」を評価するための説明であり、今回の「施術所の名称、電話番号、所在の場所」を支持する根拠にはならない。

総合解説：施術所の名称、電話番号、所在地などは法定の広告可能事項に含まれる。 施術所の名称、電話番号、所在地などは法定の広告可能事項に含まれる。

Q008

6-1 関係法規 > 資格法 | 難易度：標準

資格法の論点「退職後の秘密保持」について、「施術者でなくなった後も守秘義務は続く。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．退職後も業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- イ．本人同意等の正当な理由なく秘密を話すことはできない。
- ウ．勤務先変更で義務が消えるものではない。
- エ．あはき法の秘密保持義務は、施術者でなくなった後にも及ぶ。

答え・4肢解説

正答：エ．あはき法の秘密保持義務は、施術者でなくなった後にも及ぶ。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「退職すれば自由に話してよい。」を評価するための説明であり、今回の「施術者でなくなった後も守秘義務は続く。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「氏名を知っていれば患者の同意は不要である。」を評価するための説明であり、今回の「施術者でなくなった後も守秘義務は続く。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「勤務先が変われば守秘義務は消滅する。」を評価するための説明であり、今回の「施術者でなくなった後も守秘義務は続く。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「施術者でなくなった後も守秘義務は続く。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：あはき法の秘密保持義務は、施術者でなくなった後にも及ぶ。 あはき法の秘密保持義務は、施術者でなくなった後にも及ぶ。

Q009

6-1 関係法規 > 資格法 | 難易度：基礎

資格法の論点「開設後10日以内」について、「開設後10日以内に所定事項を届け出る。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．施術所開設者は、開設後10日以内に法定事項を届け出なければならない。
- イ．あはき法上は開設後の届出制度である。
- ウ．期限は30日ではなく10日以内である。
- エ．施術所開設には届出義務がある。

答え・4肢解説

正答：ア．施術所開設者は、開設後10日以内に法定事項を届け出なければならない。

ア：正しい。この説明が「開設後10日以内に所定事項を届け出る。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「開設前1年以内に必ず許可を受ける。」を評価するための説明であり、今回の「開設後10日以内に所定事項を届け出る。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「開設後30日以内であればよい。」を評価するための説明であり、今回の「開設後10日以内に所定事項を届け出る。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「届出は不要である。」を評価するための説明であり、今回の「開設後10日以内に所定事項を届け出る。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：施術所開設者は、開設後10日以内に法定事項を届け出なければならない。施術所開設者は、開設後10日以内に法定事項を届け出なければならない。

Q010

6-1 関係法規 > 資格法 | 難易度：基礎

資格法の論点「出張業務開始届」について、「業務を開始した旨を住所地の都道府県知事に届け出る。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．出張専門でも届出制度がある。
- イ．専ら出張のみで業務を開始する施術者には、住所地の都道府県知事への届出が定められている。
- ウ．届出義務者は患者ではなく施術者である。
- エ．毎回の施術前に厚生労働大臣へ申請する制度ではない。

答え・4肢解説

正答：イ．専ら出張のみで業務を開始する施術者には、住所地の都道府県知事への届出が定められている。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「届出は一切不要である。」を評価するための説明であり、今回の「業務を開始した旨を住所地の都道府県知事に届け出る。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「業務を開始した旨を住所地の都道府県知事に届け出る。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「施術を受ける患者が届出を行う。」を評価するための説明であり、今回の「業務を開始した旨を住所地の都道府県知事に届け出る。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「厚生労働大臣へ毎回施術前に申請する。」を評価するための説明であり、今回の「業務を開始した旨を住所地の都道府県知事に届け出る。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：専ら出張のみで業務を開始する施術者には、住所地の都道府県知事への届出が定められている。専ら出張のみで業務を開始する施術者には、住所地の都道府県知事への届出が定められている。

Q011

6-1 関係法規 > 資格法 | 難易度：標準

資格法の論点「構造設備・衛生措置」について、「構造設備は法定基準に適合し、衛生上必要な措置を講じなければならない。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．厚生労働省令で構造設備基準が定められる。
- イ．開設者には衛生上必要な措置を講じる義務がある。
- ウ．あはき法は施術所の構造設備基準と衛生上必要な措置を定めている。
- エ．行政は一定の場合に改善等を命ずることができる。

答え・4肢解説

正答：ウ．あはき法は施術所の構造設備基準と衛生上必要な措置を定めている。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「構造設備には法的基準がない。」を評価するための説明であり、今回の「構造設備は法定基準に適合し、衛生上必要な措置を講じなければならない。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「開設者は衛生管理に責任を負わない。」を評価するための説明であり、今回の「構造設備は法定基準に適合し、衛生上必要な措置を講じなければならない。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「構造設備は法定基準に適合し、衛生上必要な措置を講じなければならない。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「基準に適合しなくても行政は改善を求められない。」を評価するための説明であり、今回の「構造設備は法定基準に適合し、衛生上必要な措置を講じなければならない。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：あはき法は施術所の構造設備基準と衛生上必要な措置を定めている。あはき法は施術所の構造設備基準と衛生上必要な措置を定めている。

Q012

6-1 関係法規 > 資格法 | 難易度：応用

資格法の論点「報告・立入検査」について、「構造設備や衛生措置の実施状況を確認するため行われ、犯罪捜査のための権限ではない。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．法に基づき必要な報告や臨検検査を行う制度がある。
- イ．臨検する職員は身分を示す証票を携帯する。
- ウ．法は犯罪捜査目的の権限ではないことを明記している。
- エ．都道府県知事等は報告徴収・臨検検査を行うことができ、その権限は犯罪捜査目的と解釈してはならない。

答え・4肢解説

正答：エ．都道府県知事等は報告徴収・臨検検査を行うことができ、その権限は犯罪捜査目的と解釈してはならない。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「施術者の同意がなければ法上いかなる検査もできない。」を評価するための説明であり、今回の「構造設備や衛生措置の実施状況を確認するため行われ、犯罪捜査のための権限ではない。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「臨検職員は身分証票を携帯する必要がある。」を評価するための説明であり、今回の「構造設備や衛生措置の実施状況を確認するため行われ、犯罪捜査のための権限ではない。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「臨検検査は刑事捜査だけを目的とする。」を評価するための説明であり、今回の「構造設備や衛生措置の実施状況を確認するため行われ、犯罪捜査のための権限ではない。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「構造設備や衛生措置の実施状況を確認するため行われ、犯罪捜査のための権限ではない。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：都道府県知事等は報告徴収・臨検検査を行うことができ、その権限は犯罪捜査目的と解釈してはならない。都道府県知事等は報告徴収・臨検検査を行うことができ、その権限は犯罪捜査目的と解釈してはならない。

Q013

6-1 関係法規 > 医療法 | 難易度：基礎

医療法の論点「病床数」について、「20人以上の患者を入院させるための施設を有する医業又は歯科医業の場所」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．医療法では、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものを病院と定義する。
- イ．施術所は医療法上の病院ではない。
- ウ．19床以下は診療所の範囲である。
- エ．介護事業所が直ちに病院となるわけではない。

答え・4肢解説

正答：ア．医療法では、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものを病院と定義する。

ア：正しい。この説明が「20人以上の患者を入院させるための施設を有する医業又は歯科医業の場所」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「病床を全く持たない施術所」を評価するための説明であり、今回の「20人以上の患者を入院させるための施設を有する医業又は歯科医業の場所」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「19床以下の診療所だけ」を評価するための説明であり、今回の「20人以上の患者を入院させるための施設を有する医業又は歯科医業の場所」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「介護サービスだけを提供する事業所」を評価するための説明であり、今回の「20人以上の患者を入院させるための施設を有する医業又は歯科医業の場所」を支持する根拠にはならない。

総合解説：医療法では、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものを病院と定義する。医療法では、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものを病院と定義する。

Q014

6-1 関係法規 > 医療法 | 難易度：基礎

医療法の論点「19床以下」について、「入院施設を有しないか、19人以下を入院させる施設を有する医業又は歯科医業の場所である。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．20床以上は病院の定義に入る。
- イ．診療所は無床または19床以下の入院施設を有する医業・歯科医業の場所である。
- ウ．診療所は医師又は歯科医師が医業・歯科医業を行う場所である。
- エ．鍼灸の施術所とは法的根拠が異なる。

答え・4肢解説

正答：イ．診療所は無床または19床以下の入院施設を有する医業・歯科医業の場所である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「必ず20床以上を有する。」を評価するための説明であり、今回の「入院施設を有しないか、19人以下を入院させる施設を有する医業又は歯科医業の場所である。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「入院施設を有しないか、19人以下を入院させる施設を有する医業又は歯科医業の場所である。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「医師又は歯科医師が医業等を行わない場所をいう。」を評価するための説明であり、今回の「入院施設を有しないか、19人以下を入院させる施設を有する医業又は歯科医業の場所である。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「施術所と法律上まったく同一である。」を評価するための説明であり、今回の「入院施設を有しないか、19人以下を入院させる施設を有する医業又は歯科医業の場所である。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：診療所は無床または19床以下の入院施設を有する医業・歯科医業の場所である。診療所は無床または19床以下の入院施設を有する医業・歯科医業の場所である。

Q015

6-1 関係法規 > 医療法 | 難易度：標準

医療法の論点「患者との信頼」について、「医療は生命の尊重と個人の尊厳を旨とし、医療を受ける者との信頼関係に基づき行われる。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．医療は患者中心の視点を欠いてはならない。
- イ．適切な説明と理解は信頼関係に関係する。
- ウ．医療法は生命の尊重、個人の尊厳、患者との信頼関係を重視する。
- エ．医療の目的は収益だけではない。

答え・4肢解説

正答：ウ．医療法は生命の尊重、個人の尊厳、患者との信頼関係を重視する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「医療者の都合だけを優先する。」を評価するための説明であり、今回の「医療は生命の尊重と個人の尊厳を旨とし、医療を受ける者との信頼関係に基づき行われる。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「患者への説明は医療の質と無関係である。」を評価するための説明であり、今回の「医療は生命の尊重と個人の尊厳を旨とし、医療を受ける者との信頼関係に基づき行われる。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「医療は生命の尊重と個人の尊厳を旨とし、医療を受ける者との信頼関係に基づき行われる。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「医療は施設の収益のみを目的とする。」を評価するための説明であり、今回の「医療は生命の尊重と個人の尊厳を旨とし、医療を受ける者との信頼関係に基づき行われる。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：医療法は生命の尊重、個人の尊厳、患者との信頼関係を重視する。医療法は生命の尊重、個人の尊厳、患者との信頼関係を重視する。

Q016

6-1 関係法規 > 医療法 | 難易度：標準

医療法の論点「構造設備の安全」について、「衛生上、防火上及び保安上安全と認められるものでなければならない。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．防火・保安も含めた安全性が求められる。
- イ．構造設備の安全は法の対象である。
- ウ．管理者の裁量で法的安全基準を無視できない。
- エ．医療法は清潔保持とともに、衛生・防火・保安上安全な構造設備を求めている。

答え・4肢解説

正答：エ．医療法は清潔保持とともに、衛生・防火・保安上安全な構造設備を求めている。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「衛生上の安全だけ求められ、防火は関係しない。」を評価するための説明であり、今回の「衛生上、防火上及び保安上安全と認められるものでなければならない。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「設備の安全性は患者数と無関係に法の対象外である。」を評価するための説明であり、今回の「衛生上、防火上及び保安上安全と認められるものでなければならない。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「管理者が希望すれば安全基準を無視できる。」を評価するための説明であり、今回の「衛生上、防火上及び保安上安全と認められるものでなければならない。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「衛生上、防火上及び保安上安全と認められるものでなければならない。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：医療法は清潔保持とともに、衛生・防火・保安上安全な構造設備を求めている。医療法は清潔保持とともに、衛生・防火・保安上安全な構造設備を求めている。

Q017

6-1 関係法規 > 医療法 | 難易度：標準

医療法の論点「都道府県医療計画」について、「都道府県」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．都道府県は地域の実情に応じた医療提供体制を確保するため医療計画を定める。
- イ．患者個人が法定医療計画を策定するのではない。
- ウ．施術所共同組織が法定主体ではない。
- エ．法定の主体は都道府県である。

答え・4肢解説

正答：ア．都道府県は地域の実情に応じた医療提供体制を確保するため医療計画を定める。

ア：正しい。この説明が「都道府県」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「個々の患者」を評価するための説明であり、今回の「都道府県」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「すべての施術所の共同組織」を評価するための説明であり、今回の「都道府県」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「各市町村のみ」を評価するための説明であり、今回の「都道府県」を支持する根拠にはならない。

総合解説：都道府県は地域の実情に応じた医療提供体制を確保するため医療計画を定める。都道府県は地域の実情に応じた医療提供体制を確保するため医療計画を定める。

Q018

6-1 関係法規 > 医療法 | 難易度：標準

医療法の論点「地域医療」について、「各医療機関が役割を分担し、必要に応じ相互に患者をつなぐ。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．一施設ですべてを担うのではなく機能分担が求められる。
- イ．地域医療では医療機能を適切に分担し、連携して切れ目のない医療を提供することが重要である。
- ウ．紹介・逆紹介は連携の一つである。
- エ．地域資源の有効活用が重要である。

答え・4肢解説

正答：イ．地域医療では医療機能を適切に分担し、連携して切れ目のない医療を提供することが重要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「すべての医療機関が全機能を単独で担う。」を評価するための説明であり、今回の「各医療機関が役割を分担し、必要に応じ相互に患者をつなぐ。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「各医療機関が役割を分担し、必要に応じ相互に患者をつなぐ。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「紹介・逆紹介を避ける。」を評価するための説明であり、今回の「各医療機関が役割を分担し、必要に応じ相互に患者をつなぐ。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「地域の医療資源を共有しない。」を評価するための説明であり、今回の「各医療機関が役割を分担し、必要に応じ相互に患者をつなぐ。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：地域医療では医療機能を適切に分担し、連携して切れ目のない医療を提供することが重要である。地域医療では医療機能を適切に分担し、連携して切れ目のない医療を提供することが重要である。

Q019

6-1 関係法規 > 医療法 | 難易度：標準

医療法の論点「病院・診療所との区別」について、「鍼灸施術所は、医療法上の病院・診療所とは別の法体系で開設・管理される。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．施術所と診療所は法的位置付けが異なる。
- イ．病院開設は医療法上の制度に従う。
- ウ．鍼灸施術所は主としてあはき法に基づき、医療法上の病院・診療所とは区別される。
- エ．施術所にはあはき法が適用される。

答え・4肢解説

正答：ウ．鍼灸施術所は主としてあはき法に基づき、医療法上の病院・診療所とは区別される。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「鍼灸施術所は必ず医療法上の診療所である。」を評価するための説明であり、今回の「鍼灸施術所は、医療法上の病院・診療所とは別の法体系で開設・管理される。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「はり師免許があれば病院を自由に開設できる。」を評価するための説明であり、今回の「鍼灸施術所は、医療法上の病院・診療所とは別の法体系で開設・管理される。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「鍼灸施術所は、医療法上の病院・診療所とは別の法体系で開設・管理される。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「施術所にはあはき法は適用されない。」を評価するための説明であり、今回の「鍼灸施術所は、医療法上の病院・診療所とは別の法体系で開設・管理される。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：鍼灸施術所は主としてあはき法に基づき、医療法上の病院・診療所とは区別される。鍼灸施術所は主としてあはき法に基づき、医療法上の病院・診療所とは区別される。

Q020

6-1 関係法規 > 医療法 | 難易度：標準

医療法の論点「医療安全」について、「事故を個人の注意力だけの問題にせず、組織的な安全管理を行う。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．事故記録は原因分析と再発防止に必要である。
- イ．ヒヤリ・ハットは予防に活用できる。
- ウ．安全は組織全体で取り組む。
- エ．医療安全では個人だけでなく、組織として事故予防・報告・改善の仕組みを整えることが重要である。

答え・4肢解説

正答：エ．医療安全では個人だけでなく、組織として事故予防・報告・改善の仕組みを整えることが重要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「事故が起きたら記録を残さない。」を評価するための説明であり、今回の「事故を個人の注意力だけの問題にせず、組織的な安全管理を行う。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「ヒヤリ・ハットは共有しない。」を評価するための説明であり、今回の「事故を個人の注意力だけの問題にせず、組織的な安全管理を行う。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「安全対策は管理者一人だけの役割である。」を評価するための説明であり、今回の「事故を個人の注意力だけの問題にせず、組織的な安全管理を行う。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「事故を個人の注意力だけの問題にせず、組織的な安全管理を行う。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：医療安全では個人だけでなく、組織として事故予防・報告・改善の仕組みを整えることが重要である。医療安全では個人だけでなく、組織として事故予防・報告・改善の仕組みを整えることが重要である。

Q021

6-1 関係法規 > 医療法 | 難易度：応用

医療法の論点「選択支援」について、「患者が理解し選択できるよう、必要な情報を分かりやすく提供する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．患者の選択を支援するため、理解可能な形で必要な情報を提供することが重要である。
- イ．理解を妨げる説明は選択支援にならない。
- ウ．利益だけでなくリスク等も適切に説明する。
- エ．質問機会の確保は理解に重要である。

答え・4肢解説

正答：ア．患者の選択を支援するため、理解可能な形で必要な情報を提供することが重要である。

ア：正しい。この説明が「患者が理解し選択できるよう、必要な情報を分かりやすく提供する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「専門用語だけで説明する。」を評価するための説明であり、今回の「患者が理解し選択できるよう、必要な情報を分かりやすく提供する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「不利益となる情報は一切伝えない。」を評価するための説明であり、今回の「患者が理解し選択できるよう、必要な情報を分かりやすく提供する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の質問を受け付けない。」を評価するための説明であり、今回の「患者が理解し選択できるよう、必要な情報を分かりやすく提供する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：患者の選択を支援するため、理解可能な形で必要な情報を提供することが重要である。患者の選択を支援するため、理解可能な形で必要な情報を提供することが重要である。

Q022

6-1 関係法規 > 医療法 | 難易度：応用

医療法の論点「法体系の整理」について、次の判断が適切である主な根拠はどれか。
判断：医療法は医療提供体制や病院・診療所等を規律し、あはき法はり師等の資格・業務・施術所等を規律する。

- ア．対象と制度目的は異なる。
- イ．両法は関連するが、規律対象と役割が異なる。
- ウ．はり師免許の基本事項はあはき法で定められる。
- エ．病院・診療所の定義は医療法で定められる。

答え・4肢解説

正答：イ．両法は関連するが、規律対象と役割が異なる。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「両法は内容も対象も完全に同一である。」を評価するための説明であり、今回の「医療法は医療提供体制や病院・診療所等を規律し、あはき法はり師等の資格・業務・施術所等を規律する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「医療法は医療提供体制や病院・診療所等を規律し、あはき法はり師等の資格・業務・施術所等を規律する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「医療法だけで、はり師免許の要件がすべて定められる。」を評価するための説明であり、今回の「医療法は医療提供体制や病院・診療所等を規律し、あはき法はり師等の資格・業務・施術所等を規律する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「あはき法だけで病院の病床数区分が定められる。」を評価するための説明であり、今回の「医療法は医療提供体制や病院・診療所等を規律し、あはき法はり師等の資格・業務・施術所等を規律する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：両法は関連するが、規律対象と役割が異なる。両法は関連するが、規律対象と役割が異なる。

Q023

6-1 関係法規 > 個人情報 | 難易度：基礎

個人情報の論点「病歴・診療情報」について、「病歴や診療・治療に関する情報」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．営業時間は患者個人の要配慮個人情報ではない。
- イ．床面積は個人情報ではない。
- ウ．病歴や診療・治療情報は、不当な差別等を防ぐため特に配慮を要する情報に含まれる。
- エ．備品価格は患者の個人情報ではない。

答え・4肢解説

正答：ウ．病歴や診療・治療情報は、不当な差別等を防ぐため特に配慮を要する情報に含まれる。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「施術所の営業時間」を評価するための説明であり、今回の「病歴や診療・治療に関する情報」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「施術室の床面積」を評価するための説明であり、今回の「病歴や診療・治療に関する情報」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「病歴や診療・治療に関する情報」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「院内備品の購入価格」を評価するための説明であり、今回の「病歴や診療・治療に関する情報」を支持する根拠にはならない。

総合解説：病歴や診療・治療情報は、不当な差別等を防ぐため特に配慮を要する情報に含まれる。病歴や診療・治療情報は、不当な差別等を防ぐため特に配慮を要する情報に含まれる。

Q024

6-1 関係法規 > 個人情報 | 難易度：基礎

個人情報の論点「件数による除外なし」について、次の判断が適切である主な根拠はどれか。

判断：取り扱う個人情報の数が少ないことだけを理由に、個人情報取扱事業者の義務から外れるわけではない。

- ア．5,000件以下なら対象外という規定は現在ない。
- イ．個人事業でも法の適用対象になり得る。
- ウ．紙媒体でも個人情報として適切な取扱いが必要である。
- エ．旧来の5,000件要件は廃止され、件数のみで小規模事業者が一律除外される制度ではない。

答え・4肢解説

正答：エ．旧来の5,000件要件は廃止され、件数のみで小規模事業者が一律除外される制度ではない。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「患者数5,000人以下なら常に対象外である。」を評価するための説明であり、今回の「取り扱う個人情報の数が少ないことだけを理由に、個人情報取扱事業者の義務から外れるわけではない。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「個人施術所には一切適用されない。」を評価するための説明であり、今回の「取り扱う個人情報の数が少ないことだけを理由に、個人情報取扱事業者の義務から外れるわけではない。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「紙の記録だけなら適用されない。」を評価するための説明であり、今回の「取り扱う個人情報の数が少ないことだけを理由に、個人情報取扱事業者の義務から外れるわけではない。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「取り扱う個人情報の数が少ないことだけを理由に、個人情報取扱事業者の義務から外れるわけではない。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：旧来の5,000件要件は廃止され、件数のみで小規模事業者が一律除外される制度ではない。旧来の5,000件要件は廃止され、件数のみで小規模事業者が一律除外される制度ではない。

Q025

6-1 関係法規 > 個人情報 | 難易度：標準

個人情報の論点「目的内利用」について、「利用目的を特定し、その範囲内で利用する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．個人情報は利用目的を特定し、その目的の範囲内で取り扱うことが基本である。
- イ．利用目的を適切に定める必要がある。
- ウ．第三者提供には法的制限がある。
- エ．目的外利用は制限される。

答え・4肢解説

正答：ア．個人情報は利用目的を特定し、その目的の範囲内で取り扱うことが基本である。

ア：正しい。この説明が「利用目的を特定し、その範囲内で利用する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「目的を決めず将来のあらゆる用途に自由利用する。」を評価するための説明であり、今回の「利用目的を特定し、その範囲内で利用する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「取得後は患者に関係なく第三者へ販売する。」を評価するための説明であり、今回の「利用目的を特定し、その範囲内で利用する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「業務と無関係な目的で無制限に利用する。」を評価するための説明であり、今回の「利用目的を特定し、その範囲内で利用する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：個人情報は利用目的を特定し、その目的の範囲内で取り扱うことが基本である。個人情報は利用目的を特定し、その目的の範囲内で取り扱うことが基本である。

Q026

6-1 関係法規 > 個人情報 | 難易度：標準

個人情報の論点「本人同意」について、「あらかじめ本人の同意を得る。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．医療分野でも第三者提供にはルールがある。
- イ．第三者提供は、法定の例外を除き、原則として本人同意が必要である。
- ウ．知人への自由提供は認められない。
- エ．不在を理由に自由な提供はできない。

答え・4肢解説

正答：イ．第三者提供は、法定の例外を除き、原則として本人同意が必要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「医療関係なら常に同意不要である。」を評価するための説明であり、今回の「あらかじめ本人の同意を得る。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「あらかじめ本人の同意を得る。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「知人から求められれば自由に渡せる。」を評価するための説明であり、今回の「あらかじめ本人の同意を得る。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者が不在なら家族以外へ自由に渡せる。」を評価するための説明であり、今回の「あらかじめ本人の同意を得る。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：第三者提供は、法定の例外を除き、原則として本人同意が必要である。第三者提供は、法定の例外を除き、原則として本人同意が必要である。

Q027

6-1 関係法規 > 個人情報 | 難易度：標準

個人情報の論点「漏えい防止」について、「漏えい、滅失、毀損を防ぐため安全管理措置を講じる。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．パスワード管理はアクセス制御の基本である。
- イ． unnecessary 閲覧を防ぐ必要がある。
- ウ．個人データには漏えい等を防止する安全管理が必要である。
- エ．廃棄時も復元・閲覧されない措置が必要である。

答え・4肢解説

正答：ウ．個人データには漏えい等を防止する安全管理が必要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「共有パスワードを院外掲示する。」を評価するための説明であり、今回の「漏えい、滅失、毀損を防ぐため安全管理措置を講じる。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「患者一覧を誰でも閲覧できる場所へ置く。」を評価するための説明であり、今回の「漏えい、滅失、毀損を防ぐため安全管理措置を講じる。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「漏えい、滅失、毀損を防ぐため安全管理措置を講じる。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「不要になった記録を一般ごみへそのまま捨てる。」を評価するための説明であり、今回の「漏えい、滅失、毀損を防ぐため安全管理措置を講じる。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：個人データには漏えい等を防止する安全管理が必要である。個人データには漏えい等を防止する安全管理が必要である。

Q028

6-1 関係法規 > 個人情報 | 難易度：標準

個人情報の論点「保有個人データ開示」について、「法令と院内手続に従い、適切に開示請求へ対応する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．本人からの請求に対応する制度がある。
- イ．開示しない場合にも法令に沿った判断が必要である。
- ウ．請求処理を適切に記録する。
- エ．本人には保有個人データに関する開示等の請求権があり、事業者は適切に対応する必要がある。

答え・4肢解説

正答：エ．本人には保有個人データに関する開示等の請求権があり、事業者は適切に対応する必要がある。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「本人からでも一切開示しない。」を評価するための説明であり、今回の「法令と院内手続に従い、適切に開示請求へ対応する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「理由を示さず自動的に拒否する。」を評価するための説明であり、今回の「法令と院内手続に従い、適切に開示請求へ対応する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「請求を受けた記録を破棄する。」を評価するための説明であり、今回の「法令と院内手続に従い、適切に開示請求へ対応する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「法令と院内手続に従い、適切に開示請求へ対応する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：本人には保有個人データに関する開示等の請求権があり、事業者は適切に対応する必要がある。本人には保有個人データに関する開示等の請求権があり、事業者は適切に対応する必要がある。

Q029

6-1 関係法規 > 個人情報 | 難易度：標準

個人情報の論点「口頭同意」について、「法令上、すべての場面で文書同意だけに限定されているわけではない。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．場面に応じて文書、口頭、電話など適切な方法が認められる場合がある。

イ．公正証書が一律に必要な制度ではない。

ウ．口頭同意が認められる場合もある。

エ．「本人の理解は同意成立に関係しない。」について、同意では本人が内容を理解できることが重要である。

答え・4肢解説

正答：ア．場面に応じて文書、口頭、電話など適切な方法が認められる場合がある。

ア：正しい。この説明が「法令上、すべての場面で文書同意だけに限定されているわけではない。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「同意は必ず公正証書でなければならない。」を評価するための説明であり、今回の「法令上、すべての場面で文書同意だけに限定されているわけではない。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「口頭同意はどの場面でも無効である。」を評価するための説明であり、今回の「法令上、すべての場面で文書同意だけに限定されているわけではない。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「本人の理解は同意成立に関係しない。」を評価するための説明であり、今回の「法令上、すべての場面で文書同意だけに限定されているわけではない。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：場面に応じて文書、口頭、電話など適切な方法が認められる場合がある。 場面に応じて文書、口頭、電話など適切な方法が認められる場合がある。

Q030

6-1 関係法規 > 個人情報 | 難易度：応用

個人情報の論点「死後情報」について、次の判断が適切である主な根拠はどれか。

判断：個人情報保護法上の「個人情報」に該当しない場合でも、医療分野のガイダンスに沿って適切な安全管理を続ける。

ア．死亡後も秘密・プライバシーへの配慮が必要である。

イ．医療分野のガイダンスでは、死亡後の情報も漏えい防止の観点から生存者情報と同様の安全管理が求められている。

ウ．法令・保存義務等を踏まえて管理する。

エ．遺族への提供も適切な指針に従う必要がある。

答え・4肢解説

正答：イ．医療分野のガイダンスでは、死亡後の情報も漏えい防止の観点から生存者情報と同様の安全管理が求められている。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「死亡した瞬間に記録を誰でも閲覧可能にする。」を評価するための説明であり、今回の「個人情報保護法上の「個人情報」に該当しない場合でも、医療分野のガイダンスに沿って適切な安全管理を続ける。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「個人情報保護法上の「個人情報」に該当しない場合でも、医療分野のガイダンスに沿って適切な安全管理を続ける。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「死後情報は必ず廃棄しなければならない。」を評価するための説明であり、今回の「個人情報保護法上の「個人情報」に該当しない場合でも、医療分野のガイダンスに沿って適切な安全管理を続ける。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「遺族から求められれば無条件で全情報を渡す。」を評価するための説明であり、今回の「個人情報保護法上の「個人情報」に該当しない場合でも、医療分野のガイダンスに沿って適切な安全管理を続ける。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：医療分野のガイダンスでは、死亡後の情報も漏えい防止の観点から生存者情報と同様の安全管理が求められている。 医療分野のガイダンスでは、死亡後の情報も漏えい防止の観点から生存者情報と同様の安全管理が求められている。

Q031

6-2 医療安全 > リスク管理 | 難易度：基礎

リスク管理の論点「患者確認」について、「氏名に加え生年月日など複数の識別情報で確認する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．外見だけでは誤認を防げない。
- イ．予約時間だけでは識別として不十分である。
- ウ．誤認防止には、患者本人から複数の識別情報を確認することが有効である。
- エ．推測ではなく客観的に確認する。

答え・4肢解説

正答：ウ．誤認防止には、患者本人から複数の識別情報を確認することが有効である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「顔を見た印象だけで判断する。」を評価するための説明であり、今回の「氏名に加え生年月日など複数の識別情報で確認する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「予約時間が同じなら確認しない。」を評価するための説明であり、今回の「氏名に加え生年月日など複数の識別情報で確認する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「氏名に加え生年月日など複数の識別情報で確認する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者番号を施術者が推測する。」を評価するための説明であり、今回の「氏名に加え生年月日など複数の識別情報で確認する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：誤認防止には、患者本人から複数の識別情報を確認することが有効である。誤認防止には、患者本人から複数の識別情報を確認することが有効である。

Q032

6-2 医療安全 > リスク管理 | 難易度：基礎

リスク管理の論点「当日状態確認」について、「前回以降の症状変化、受診・服薬変更、発熱や外傷の有無を確認する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．状態変化を見逃す可能性がある。
- イ．抗凝固薬など施術リスクに関わる薬剤もある。
- ウ．新症状は適否再評価の対象となる。
- エ．継続患者でも健康状態や治療内容は変化し得るため、毎回必要な確認を行う。

答え・4肢解説

正答：エ．継続患者でも健康状態や治療内容は変化し得るため、毎回必要な確認を行う。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「初診時に確認済みなので以後は問診しない。」を評価するための説明であり、今回の「前回以降の症状変化、受診・服薬変更、発熱や外傷の有無を確認する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「薬の変更は施術安全性に関係しない。」を評価するための説明であり、今回の「前回以降の症状変化、受診・服薬変更、発熱や外傷の有無を確認する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「新しい症状があっても予約内容を優先する。」を評価するための説明であり、今回の「前回以降の症状変化、受診・服薬変更、発熱や外傷の有無を確認する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「前回以降の症状変化、受診・服薬変更、発熱や外傷の有無を確認する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：継続患者でも健康状態や治療内容は変化し得るため、毎回必要な確認を行う。継続患者でも健康状態や治療内容は変化し得るため、毎回必要な確認を行う。

Q033

6-2 医療安全 > リスク管理 | 難易度：標準

リスク管理の論点「胸郭部刺鍼」について、「肺・胸膜までの距離を考え、方向と深度を慎重に設定する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．胸郭部では気胸予防のため局所解剖と体格を考慮した方向・深度管理が重要である。
- イ．鍼長は安全を保証しない。
- ウ．部位によっては垂直深刺が危険となる。
- エ．皮下組織厚など個人差は安全深度に関係する。

答え・4肢解説

正答：ア．胸郭部では気胸予防のため局所解剖と体格を考慮した方向・深度管理が重要である。

ア：正しい。この説明が「肺・胸膜までの距離を考え、方向と深度を慎重に設定する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「長い鍼ほど安全と考える。」を評価するための説明であり、今回の「肺・胸膜までの距離を考え、方向と深度を慎重に設定する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「胸郭部は必ず垂直深刺する。」を評価するための説明であり、今回の「肺・胸膜までの距離を考え、方向と深度を慎重に設定する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者体格は刺鍼深度に影響しない。」を評価するための説明であり、今回の「肺・胸膜までの距離を考え、方向と深度を慎重に設定する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：胸郭部では気胸予防のため局所解剖と体格を考慮した方向・深度管理が重要である。胸郭部では気胸予防のため局所解剖と体格を考慮した方向・深度管理が重要である。

Q034

6-2 医療安全 > リスク管理 | 難易度：標準

リスク管理の論点「血管迷走神経反応予防」について、「不安・体調を確認し、安全な体位で弱い刺激から開始する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．立位では失神時の転倒リスクが高い。
- イ．不安・空腹・強刺激などは気分不良や失神の誘因となり得るため、刺激量と体位に配慮する。
- ウ．説明により不安を軽減することが重要である。
- エ．失神リスク評価に有用な情報である。

答え・4肢解説

正答：イ．不安・空腹・強刺激などは気分不良や失神の誘因となり得るため、刺激量と体位に配慮する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「立位で強刺激を行う。」を評価するための説明であり、今回の「不安・体調を確認し、安全な体位で弱い刺激から開始する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「不安・体調を確認し、安全な体位で弱い刺激から開始する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「不安を訴えても説明しない。」を評価するための説明であり、今回の「不安・体調を確認し、安全な体位で弱い刺激から開始する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「空腹や既往失神歴は確認不要とする。」を評価するための説明であり、今回の「不安・体調を確認し、安全な体位で弱い刺激から開始する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：不安・空腹・強刺激などは気分不良や失神の誘因となり得るため、刺激量と体位に配慮する。不安・空腹・強刺激などは気分不良や失神の誘因となり得るため、刺激量と体位に配慮する。

Q035

6-2 医療安全 > リスク管理 | 難易度：標準

リスク管理の論点「消毒薬・粘着剤アレルギー」について、「原因となった可能性のある製剤を避け、代替手段を検討する。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．過去に全身反応があれば少量でも再反応の可能性を考える。

イ．消毒薬や粘着剤等のアレルギー歴は安全管理に関係する。

ウ．既知の薬剤・消毒薬等への過敏反応歴は事前に確認し、原因物質への再曝露を避けることが重要である。

エ．重篤化する可能性もあるため既往を軽視しない。

答え・4肢解説

正答：ウ．既知の薬剤・消毒薬等への過敏反応歴は事前に確認し、原因物質への再曝露を避けることが重要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「少量なら必ず安全として同じ製剤を使用する。」を評価するための説明であり、今回の「原因となった可能性のある製剤を避け、代替手段を検討する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「アレルギー歴は施術安全性に関係しない。」を評価するための説明であり、今回の「原因となった可能性のある製剤を避け、代替手段を検討する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「原因となった可能性のある製剤を避け、代替手段を検討する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「皮膚症状だけなら確認せず使用する。」を評価するための説明であり、今回の「原因となった可能性のある製剤を避け、代替手段を検討する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：既知の薬剤・消毒薬等への過敏反応歴は事前に確認し、原因物質への再曝露を避けることが重要である。既知の薬剤・消毒薬等への過敏反応歴は事前に確認し、原因物質への再曝露を避けることが重要である。

Q036

6-2 医療安全 > リスク管理 | 難易度：標準

リスク管理の論点「感覚障害」について、「自覚熱感に頼らず、強い温熱刺激を避けて皮膚状態を厳重に確認する。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．強刺激は熱傷リスクを増やす。

イ．感覚低下はむしろ危険因子である。

ウ．施灸中・後の皮膚観察が重要である。

エ．感覚障害では熱傷を自覚しにくいいため、温熱刺激は特に慎重に扱う。

答え・4肢解説

正答：エ．感覚障害では熱傷を自覚しにくいいため、温熱刺激は特に慎重に扱う。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「熱さを感じないので刺激を強くする。」を評価するための説明であり、今回の「自覚熱感に頼らず、強い温熱刺激を避けて皮膚状態を厳重に確認する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「感覚低下は熱傷予防になる。」を評価するための説明であり、今回の「自覚熱感に頼らず、強い温熱刺激を避けて皮膚状態を厳重に確認する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「灸後の皮膚確認は不要である。」を評価するための説明であり、今回の「自覚熱感に頼らず、強い温熱刺激を避けて皮膚状態を厳重に確認する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「自覚熱感に頼らず、強い温熱刺激を避けて皮膚状態を厳重に確認する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：感覚障害では熱傷を自覚しにくいいため、温熱刺激は特に慎重に扱う。感覚障害では熱傷を自覚しにくいいため、温熱刺激は特に慎重に扱う。

Q037

6-2 医療安全 > リスク管理 | 難易度：標準

リスク管理の論点「植込み型電気機器」について、「機器への影響を考え、安易に実施せず医療情報を確認する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．植込み型電気機器では電気刺激との干渉リスクを考慮する必要がある。
- イ．高出力が安全性を高めるわけではない。
- ウ．電流経路は機器干渉に関係し得る。
- エ．既往・医療機器の確認は重要である。

答え・4肢解説

正答：ア．植込み型電気機器では電気刺激との干渉リスクを考慮する必要がある。

ア：正しい。この説明が「機器への影響を考え、安易に実施せず医療情報を確認する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「通電量を増やせば安全になる。」を評価するための説明であり、今回の「機器への影響を考え、安易に実施せず医療情報を確認する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「電極位置は安全性に関係しない。」を評価するための説明であり、今回の「機器への影響を考え、安易に実施せず医療情報を確認する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「ペースメーカーの有無を確認しなくてよい。」を評価するための説明であり、今回の「機器への影響を考え、安易に実施せず医療情報を確認する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：植込み型電気機器では電気刺激との干渉リスクを考慮する必要がある。植込み型電気機器では電気刺激との干渉リスクを考慮する必要がある。

Q038

6-2 医療安全 > リスク管理 | 難易度：基礎

リスク管理の論点「施術後起立」について、「ゆっくり体位を変え、ふらつきの有無を確認してから立たせる。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．急な起立はふらつきを誘発し得る。
- イ．体位変換後の起立性症状を確認し、必要なら介助することで転倒を予防する。
- ウ．安全確認前の歩行は転倒につながる。
- エ．高齢者は特に起立性低血圧等へ配慮する。

答え・4肢解説

正答：イ．体位変換後の起立性症状を確認し、必要なら介助することで転倒を予防する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「急に立ち上がらせる。」を評価するための説明であり、今回の「ゆっくり体位を変え、ふらつきの有無を確認してから立たせる。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「ゆっくり体位を変え、ふらつきの有無を確認してから立たせる。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「ベッドからすぐ一人で歩かせる。」を評価するための説明であり、今回の「ゆっくり体位を変え、ふらつきの有無を確認してから立たせる。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「高齢者でも起立時症状は確認しない。」を評価するための説明であり、今回の「ゆっくり体位を変え、ふらつきの有無を確認してから立たせる。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：体位変換後の起立性症状を確認し、必要なら介助することで転倒を予防する。体位変換後の起立性症状を確認し、必要なら介助することで転倒を予防する。

Q039

6-2 医療安全 > リスク管理 | 難易度：標準

リスク管理の論点「抜鍼忘れ防止」について、「刺鍼部位・本数を把握し、終了時に全数確認する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．記憶だけではヒューマンエラーを防ぎにくい。
- イ．残鍼は無症状でも事故につながる。
- ウ．鍼数・部位を管理し抜鍼前後に照合することは残鍼防止に有効である。
- エ．施術中も鍼の所在を管理する。

答え・4肢解説

正答：ウ．鍼数・部位を管理し抜鍼前後に照合することは残鍼防止に有効である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「使用本数を記憶だけに頼る。」を評価するための説明であり、今回の「刺鍼部位・本数を把握し、終了時に全数確認する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「患者が痛くなければ残鍼確認をしない。」を評価するための説明であり、今回の「刺鍼部位・本数を把握し、終了時に全数確認する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「刺鍼部位・本数を把握し、終了時に全数確認する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「施術途中で鍼の所在を確認しない。」を評価するための説明であり、今回の「刺鍼部位・本数を把握し、終了時に全数確認する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：鍼数・部位を管理し抜鍼前後に照合することは残鍼防止に有効である。鍼数・部位を管理し抜鍼前後に照合することは残鍼防止に有効である。

Q040

6-2 医療安全 > リスク管理 | 難易度：標準

リスク管理の論点「電気機器の事前点検」について、「コード、電極、出力設定、機器の異常の有無を確認する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．故障が疑われる機器を使用しない。
- イ．毎回の基本点検が望ましい。
- ウ．感電防止のため濡れた手で電源部を扱わない。
- エ．電気機器は使用前点検を行い、異常があれば使用を中止する。

答え・4肢解説

正答：エ．電気機器は使用前点検を行い、異常があれば使用を中止する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「故障表示があっても使用する。」を評価するための説明であり、今回の「コード、電極、出力設定、機器の異常の有無を確認する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「前回正常なら毎回の確認は不要である。」を評価するための説明であり、今回の「コード、電極、出力設定、機器の異常の有無を確認する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「濡れた手で電源部を扱う。」を評価するための説明であり、今回の「コード、電極、出力設定、機器の異常の有無を確認する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「コード、電極、出力設定、機器の異常の有無を確認する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：電気機器は使用前点検を行い、異常があれば使用を中止する。電気機器は使用前点検を行い、異常があれば使用を中止する。

Q041

6-2 医療安全 > リスク管理 | 難易度：標準

リスク管理の論点「ヒヤリ・ハット」について、「ヒヤリ・ハットとして記録・共有し、再発防止に活用する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．実害のないインシデントも、事故の前兆として分析し再発防止へ活用できる。
- イ．被害がなくても学習機会となる。
- ウ．安全文化では原因と仕組みの改善が重要である。
- エ．事故になる前に対策する。

答え・4肢解説

正答：ア．実害のないインシデントも、事故の前兆として分析し再発防止へ活用できる。

ア：正しい。この説明が「ヒヤリ・ハットとして記録・共有し、再発防止に活用する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「被害がないので忘れる。」を評価するための説明であり、今回の「ヒヤリ・ハットとして記録・共有し、再発防止に活用する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「報告者を処罰することだけを目的にする。」を評価するための説明であり、今回の「ヒヤリ・ハットとして記録・共有し、再発防止に活用する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「同じ状況が再発するまで対策しない。」を評価するための説明であり、今回の「ヒヤリ・ハットとして記録・共有し、再発防止に活用する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：実害のないインシデントも、事故の前兆として分析し再発防止へ活用できる。実害のないインシデントも、事故の前兆として分析し再発防止へ活用できる。

Q042

6-2 医療安全 > リスク管理 | 難易度：標準

リスク管理の論点「標準化」について、「重要確認事項の抜けを減らし、手順を標準化する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．チェックリストは専門的判断を補助するもので代替ではない。
- イ．チェックリストは重要項目の確認漏れを減らし、一定の安全水準を保つために有用である。
- ウ．患者確認やコミュニケーションは必要である。
- エ．個別状況への判断も必要である。

答え・4肢解説

正答：イ．チェックリストは重要項目の確認漏れを減らし、一定の安全水準を保つために有用である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「経験者の確認を完全に不要にする。」を評価するための説明であり、今回の「重要確認事項の抜けを減らし、手順を標準化する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「重要確認事項の抜けを減らし、手順を標準化する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者との対話をなくす。」を評価するための説明であり、今回の「重要確認事項の抜けを減らし、手順を標準化する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「個別判断を一切禁止する。」を評価するための説明であり、今回の「重要確認事項の抜けを減らし、手順を標準化する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：チェックリストは重要項目の確認漏れを減らし、一定の安全水準を保つために有用である。チェックリストは重要項目の確認漏れを減らし、一定の安全水準を保つために有用である。

Q043

6-2 医療安全 > リスク管理 | 難易度：応用

リスク管理の論点「根本原因分析」について、「個人の不注意だけで終わらせず、手順・環境・記録・人員配置などの要因を分析する。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．個人非難だけでは同様の事故を防げない。

イ．記録は原因分析に必要である。

ウ．医療安全ではヒューマンエラーを生む背景要因を分析し、システム改善へつなげる。

エ．一度の事故から予防策を講じるべきである。

答え・4肢解説

正答：ウ．医療安全ではヒューマンエラーを生む背景要因を分析し、システム改善へつなげる。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「担当者を責めるだけで手順は変えない。」を評価するための説明であり、今回の「個人の不注意だけで終わらせず、手順・環境・記録・人員配置などの要因を分析する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「事故記録を削除する。」を評価するための説明であり、今回の「個人の不注意だけで終わらせず、手順・環境・記録・人員配置などの要因を分析する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「個人の不注意だけで終わらせず、手順・環境・記録・人員配置などの要因を分析する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「再発しなければ原因分析は不要とする。」を評価するための説明であり、今回の「個人の不注意だけで終わらせず、手順・環境・記録・人員配置などの要因を分析する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：医療安全ではヒューマンエラーを生む背景要因を分析し、システム改善へつなげる。医療安全ではヒューマンエラーを生む背景要因を分析し、システム改善へつなげる。

Q044

6-2 医療安全 > リスク管理 | 難易度：応用

リスク管理の論点「時間圧力」について、「時間が遅れていても必要な本人確認・状態確認・器具確認は省略しない。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．感染対策は繁忙度で省略しない。

イ．継続患者も状態は変化し得る。

ウ．残鍼防止の確認は必要である。

エ．時間圧力があっても安全に直結する確認手順を省略してはならない。

答え・4肢解説

正答：エ．時間圧力があっても安全に直結する確認手順を省略してはならない。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「待ち時間短縮のため感染対策を省く。」を評価するための説明であり、今回の「時間が遅れていても必要な本人確認・状態確認・器具確認は省略しない。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「常連患者なら当日の体調確認を省く。」を評価するための説明であり、今回の「時間が遅れていても必要な本人確認・状態確認・器具確認は省略しない。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「忙しい日は抜鍼数確認を行わない。」を評価するための説明であり、今回の「時間が遅れていても必要な本人確認・状態確認・器具確認は省略しない。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「時間が遅れていても必要な本人確認・状態確認・器具確認は省略しない。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：時間圧力があっても安全に直結する確認手順を省略してはならない。時間圧力があっても安全に直結する確認手順を省略してはならない。

Q045

6-2 医療安全 > 感染管理 | 難易度：基礎

感染管理の論点「石けんと流水」について、「石けんと流水を用いて手洗いし、必要な手指衛生を行う。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．目に見える汚染がある場合は、石けんと流水による手洗いを行うことが基本となる。
- イ．手袋は汚れた手指の洗浄を代替しない。
- ウ．乾拭きだけでは十分な汚染除去にならない。
- エ．汚染後は速やかに手指衛生を行う。

答え・4肢解説

正答：ア．目に見える汚染がある場合は、石けんと流水による手洗いを行うことが基本となる。

ア：正しい。この説明が「石けんと流水を用いて手洗いし、必要な手指衛生を行う。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「汚れの上から手袋を重ねるだけでよい。」を評価するための説明であり、今回の「石けんと流水を用いて手洗いし、必要な手指衛生を行う。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「乾いたタオルで拭くだけでよい。」を評価するための説明であり、今回の「石けんと流水を用いて手洗いし、必要な手指衛生を行う。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「次の患者の施術後まで洗わなくてよい。」を評価するための説明であり、今回の「石けんと流水を用いて手洗いし、必要な手指衛生を行う。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：目に見える汚染がある場合は、石けんと流水による手洗いを行うことが基本となる。目に見える汚染がある場合は、石けんと流水による手洗いを行うことが基本となる。

Q046

6-2 医療安全 > 感染管理 | 難易度：基礎

感染管理の論点「患者間手指衛生」について、「患者ごと、清潔操作の前後、血液・体液曝露後など必要なタイミングで行う。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．一日1回では不十分である。
- イ．手指衛生は感染伝播を防ぐ基本で、患者間や清潔操作前後などに実施する。
- ウ．手袋は手指衛生の代替にならない。
- エ．目視できない微生物汚染がある。

答え・4肢解説

正答：イ．手指衛生は感染伝播を防ぐ基本で、患者間や清潔操作前後などに実施する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「勤務開始時の1回だけでよい。」を評価するための説明であり、今回の「患者ごと、清潔操作の前後、血液・体液曝露後など必要なタイミングで行う。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「患者ごと、清潔操作の前後、血液・体液曝露後など必要なタイミングで行う。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「手袋を着ければ手指衛生は不要である。」を評価するための説明であり、今回の「患者ごと、清潔操作の前後、血液・体液曝露後など必要なタイミングで行う。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「目に見える汚れがなければ一日中不要である。」を評価するための説明であり、今回の「患者ごと、清潔操作の前後、血液・体液曝露後など必要なタイミングで行う。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：手指衛生は感染伝播を防ぐ基本で、患者間や清潔操作前後などに実施する。手指衛生は感染伝播を防ぐ基本で、患者間や清潔操作前後などに実施する。

Q047

6-2 医療安全 > 感染管理 | 難易度：基礎

感染管理の論点「再使用禁止」について、「使用後は再使用せず適切に廃棄する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．消毒で単回使用製品を再利用しない。
- イ．患者間共用は感染リスクとなる。
- ウ．単回使用鍼は再使用を前提としておらず、使用後に廃棄する。
- エ．外観だけで無菌性は保証できない。

答え・4肢解説

正答：ウ．単回使用鍼は再使用を前提としておらず、使用後に廃棄する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「消毒液に浸せば別患者へ再使用できる。」を評価するための説明であり、今回の「使用後は再使用せず適切に廃棄する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「同じ施術者なら複数患者で共有できる。」を評価するための説明であり、今回の「使用後は再使用せず適切に廃棄する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「使用後は再使用せず適切に廃棄する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「鍼尖が曲がっていなければ再使用できる。」を評価するための説明であり、今回の「使用後は再使用せず適切に廃棄する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：単回使用鍼は再使用を前提としておらず、使用後に廃棄する。単回使用鍼は再使用を前提としておらず、使用後に廃棄する。

Q048

6-2 医療安全 > 感染管理 | 難易度：標準

感染管理の論点「鍼体非接触」について、「体内へ刺入する鍼体への不要な手指接触を避ける。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．不要な手指接触は汚染機会を増やす。
- イ．床に落ちた鍼は使用しない。
- ウ．汚染した手袋で清潔部に触れない。
- エ．刺入部となる鍼体の汚染を避けることは感染防止に重要である。

答え・4肢解説

正答：エ．刺入部となる鍼体の汚染を避けることは感染防止に重要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「鍼体を素手で何度もつまむ。」を評価するための説明であり、今回の「体内へ刺入する鍼体への不要な手指接触を避ける。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「床に落ちた鍼を拭いて使う。」を評価するための説明であり、今回の「体内へ刺入する鍼体への不要な手指接触を避ける。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「汚染した手袋で鍼体を把持する。」を評価するための説明であり、今回の「体内へ刺入する鍼体への不要な手指接触を避ける。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「体内へ刺入する鍼体への不要な手指接触を避ける。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：刺入部となる鍼体の汚染を避けることは感染防止に重要である。刺入部となる鍼体の汚染を避けることは感染防止に重要である。

Q049

6-2 医療安全 > 感染管理 | 難易度：標準

感染管理の論点「刺鍼部管理」について、「消毒した部位への不必要な再接触を避けて刺鍼する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．消毒後の再汚染を防ぐことが清潔操作の基本である。
- イ．不潔な接触で再汚染する可能性がある。
- ウ．鍼尖を衣服等へ接触させない。
- エ．消毒後も清潔操作を維持する。

答え・4肢解説

正答：ア．消毒後の再汚染を防ぐことが清潔操作の基本である。

ア：正しい。この説明が「消毒した部位への不必要な再接触を避けて刺鍼する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「場所確認のため不潔な指で何度も触れる。」を評価するための説明であり、今回の「消毒した部位への不必要な再接触を避けて刺鍼する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「消毒後に患者の衣服へ鍼尖を接触させる。」を評価するための説明であり、今回の「消毒した部位への不必要な再接触を避けて刺鍼する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「一度消毒すればその後の汚染は考えない。」を評価するための説明であり、今回の「消毒した部位への不必要な再接触を避けて刺鍼する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：消毒後の再汚染を防ぐことが清潔操作の基本である。消毒後の再汚染を防ぐことが清潔操作の基本である。

Q050

6-2 医療安全 > 感染管理 | 難易度：標準

感染管理の論点「耐穿刺容器」について、「使用直後に耐穿刺性のある専用容器へ廃棄する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．机上放置は針刺し事故を招く。
- イ．使用済み鋭利物は針刺し防止のため専用容器へ速やかに廃棄する。
- ウ．一般ごみ袋は穿刺の危険がある。
- エ．手で折る行為自体が危険である。

答え・4肢解説

正答：イ．使用済み鋭利物は針刺し防止のため専用容器へ速やかに廃棄する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「机上にためて終業後に素手で集める。」を評価するための説明であり、今回の「使用直後に耐穿刺性のある専用容器へ廃棄する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「使用直後に耐穿刺性のある専用容器へ廃棄する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「一般ごみ袋へ直接入れる。」を評価するための説明であり、今回の「使用直後に耐穿刺性のある専用容器へ廃棄する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「手で折ってから紙袋へ入れる。」を評価するための説明であり、今回の「使用直後に耐穿刺性のある専用容器へ廃棄する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：使用済み鋭利物は針刺し防止のため専用容器へ速やかに廃棄する。使用済み鋭利物は針刺し防止のため専用容器へ速やかに廃棄する。

Q051

6-2 医療安全 > 感染管理 | 難易度：標準

感染管理の論点「PPE」について、「曝露リスクに応じて手袋や眼・顔面防護具等を使用する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．少量でも血液曝露は感染対策の対象である。
- イ．未診断感染症を考慮し標準予防策を行う。
- ウ．血液曝露の可能性に応じた個人防護具の使用が標準予防策に含まれる。
- エ．粘膜曝露を防ぐため眼・顔面保護が必要な場合がある。

答え・4肢解説

正答：ウ．血液曝露の可能性に応じた個人防護具の使用が標準予防策に含まれる。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「血液量が少なければ素手で行う。」を評価するための説明であり、今回の「曝露リスクに応じて手袋や眼・顔面防護具等を使用する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「感染症の申告がなければ防護不要とする。」を評価するための説明であり、今回の「曝露リスクに応じて手袋や眼・顔面防護具等を使用する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「曝露リスクに応じて手袋や眼・顔面防護具等を使用する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「飛散リスクがあっても目を保護しない。」を評価するための説明であり、今回の「曝露リスクに応じて手袋や眼・顔面防護具等を使用する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：血液曝露の可能性に応じた個人防護具の使用が標準予防策に含まれる。血液曝露の可能性に応じた個人防護具の使用が標準予防策に含まれる。

Q052

6-2 医療安全 > 感染管理 | 難易度：標準

感染管理の論点「血液汚染清掃」について、「手袋等で防護し、施設手順に従って適切に清拭・消毒する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．汚染を放置しない。
- イ．環境を介した接触感染の可能性がある。
- ウ．素手曝露を避け、手指衛生も行う。
- エ．血液汚染は適切な防護と環境清掃・消毒を行い、感染伝播を防ぐ。

答え・4肢解説

正答：エ．血液汚染は適切な防護と環境清掃・消毒を行い、感染伝播を防ぐ。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「乾くまで放置する。」を評価するための説明であり、今回の「手袋等で防護し、施設手順に従って適切に清拭・消毒する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「次の患者が触れなければ何もしない。」を評価するための説明であり、今回の「手袋等で防護し、施設手順に従って適切に清拭・消毒する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「素手で拭き取り、そのまま施術を続ける。」を評価するための説明であり、今回の「手袋等で防護し、施設手順に従って適切に清拭・消毒する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「手袋等で防護し、施設手順に従って適切に清拭・消毒する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：血液汚染は適切な防護と環境清掃・消毒を行い、感染伝播を防ぐ。血液汚染は適切な防護と環境清掃・消毒を行い、感染伝播を防ぐ。

Q053

6-2 医療安全 > 感染管理 | 難易度：標準

感染管理の論点「職業曝露」について、「直ちに局所を洗浄し、曝露内容を記録して必要な医療評価につなげる。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．針刺しは血液曝露事故として初期洗浄・報告・リスク評価・必要な医療対応を行う。
- イ．曝露を放置すると適切な予防措置が遅れる。
- ウ．過度な圧迫や損傷を加えることが目的ではない。
- エ．患者情報だけでなく曝露状況と施術者側の評価も必要である。

答え・4肢解説

正答：ア．針刺しは血液曝露事故として初期洗浄・報告・リスク評価・必要な医療対応を行う。

ア：正しい。この説明が「直ちに局所を洗浄し、曝露内容を記録して必要な医療評価につなげる。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「傷を隠して何もしない。」を評価するための説明であり、今回の「直ちに局所を洗浄し、曝露内容を記録して必要な医療評価につなげる。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「強く揉んで出血させ続ければ評価不要とする。」を評価するための説明であり、今回の「直ちに局所を洗浄し、曝露内容を記録して必要な医療評価につなげる。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の感染症歴だけを聞いて終了する。」を評価するための説明であり、今回の「直ちに局所を洗浄し、曝露内容を記録して必要な医療評価につなげる。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：針刺しは血液曝露事故として初期洗浄・報告・リスク評価・必要な医療対応を行う。針刺しは血液曝露事故として初期洗浄・報告・リスク評価・必要な医療対応を行う。

Q054

6-2 医療安全 > 感染管理 | 難易度：応用

感染管理の論点「標準予防策＋経路別対策」について、「標準予防策に加え、疑う感染経路に応じてマスク・換気・距離確保等を検討する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．標準予防策は基盤として継続する。
- イ．感染管理では標準予防策を基礎に、感染経路に応じた追加対策を組み合わせる。
- ウ．呼吸器感染対策で換気は重要である。
- エ．曝露リスクに応じPPEを選択する。

答え・4肢解説

正答：イ．感染管理では標準予防策を基礎に、感染経路に応じた追加対策を組み合わせる。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「標準予防策をやめて経路別対策だけ行う。」を評価するための説明であり、今回の「標準予防策に加え、疑う感染経路に応じてマスク・換気・距離確保等を検討する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「標準予防策に加え、疑う感染経路に応じてマスク・換気・距離確保等を検討する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「感染症が疑われても換気は不要である。」を評価するための説明であり、今回の「標準予防策に加え、疑う感染経路に応じてマスク・換気・距離確保等を検討する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「症状があれば個人防護具は全て不要である。」を評価するための説明であり、今回の「標準予防策に加え、疑う感染経路に応じてマスク・換気・距離確保等を検討する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：感染管理では標準予防策を基礎に、感染経路に応じた追加対策を組み合わせる。感染管理では標準予防策を基礎に、感染経路に応じた追加対策を組み合わせる。

Q055

6-2 医療安全 > 事故対応 | 難易度：基礎

事故対応の論点「ABC評価」について、「施術を中止し、反応・気道・呼吸・循環を確認する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．急変時に施術を継続しない。
- イ．詳細診察より緊急評価を優先する。
- ウ．急変時は施術を中止し、生命維持に関わる評価を優先する。
- エ．事務処理より患者安全が優先される。

答え・4肢解説

正答：ウ．急変時は施術を中止し、生命維持に関わる評価を優先する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「残りの予定穴へ刺鍼する。」を評価するための説明であり、今回の「施術を中止し、反応・気道・呼吸・循環を確認する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「詳細な脈診を続ける。」を評価するための説明であり、今回の「施術を中止し、反応・気道・呼吸・循環を確認する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「施術を中止し、反応・気道・呼吸・循環を確認する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「会計処理を先に行う。」を評価するための説明であり、今回の「施術を中止し、反応・気道・呼吸・循環を確認する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：急変時は施術を中止し、生命維持に関わる評価を優先する。急変時は施術を中止し、生命維持に関わる評価を優先する。

Q056

6-2 医療安全 > 事故対応 | 難易度：標準

事故対応の論点「胸痛・呼吸困難」について、「気胸を疑い、施術を中止して速やかな医療評価を手配する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．追加刺鍼で悪化させる可能性がある。
- イ．呼吸症状がある状態を帰宅させない。
- ウ．原因評価を遅らせない。
- エ．胸郭部刺鍼後の胸痛・呼吸困難は医原性気胸を疑うため医療評価が必要である。

答え・4肢解説

正答：エ．胸郭部刺鍼後の胸痛・呼吸困難は医原性気胸を疑うため医療評価が必要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「筋肉痛として胸部へ追加刺鍼する。」を評価するための説明であり、今回の「気胸を疑い、施術を中止して速やかな医療評価を手配する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「症状が強くなるまで帰宅させる。」を評価するための説明であり、今回の「気胸を疑い、施術を中止して速やかな医療評価を手配する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「深呼吸訓練だけで経過を見る。」を評価するための説明であり、今回の「気胸を疑い、施術を中止して速やかな医療評価を手配する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「気胸を疑い、施術を中止して速やかな医療評価を手配する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：胸郭部刺鍼後の胸痛・呼吸困難は医原性気胸を疑うため医療評価が必要である。胸郭部刺鍼後の胸痛・呼吸困難は医原性気胸を疑うため医療評価が必要である。

Q057

6-2 医療安全 > 事故対応 | 難易度：標準

事故対応の論点「抜鍼困難」について、「無理に引き抜かず、患者を落ち着かせて筋緊張や鍼の状態を確認する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．抜鍼困難では緊張・筋収縮・鍼の変形等を確認し、安全に解除する。
- イ．無理な牽引は疼痛や折鍼につながる。
- ウ．意図的に折ることは危険である。
- エ．患者の急な体動は鍼損傷を招く。

答え・4肢解説

正答：ア．抜鍼困難では緊張・筋収縮・鍼の変形等を確認し、安全に解除する。

ア：正しい。この説明が「無理に引き抜かず、患者を落ち着かせて筋緊張や鍼の状態を確認する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「力任せに急激に引き抜く。」を評価するための説明であり、今回の「無理に引き抜かず、患者を落ち着かせて筋緊張や鍼の状態を確認する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「鍼を折って短くする。」を評価するための説明であり、今回の「無理に引き抜かず、患者を落ち着かせて筋緊張や鍼の状態を確認する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者を動かしながら抜く。」を評価するための説明であり、今回の「無理に引き抜かず、患者を落ち着かせて筋緊張や鍼の状態を確認する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：抜鍼困難では緊張・筋収縮・鍼の変形等を確認し、安全に解除する。 抜鍼困難では緊張・筋収縮・鍼の変形等を確認し、安全に解除する。

Q058

6-2 医療安全 > 事故対応 | 難易度：応用

事故対応の論点「鍼体破損」について、「無理な探索をせず患者を動かさないようにし、残存状況に応じ医療機関へ連携する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．深部へ押し込むのは危険である。
- イ．体内残留が疑われる折鍼は、移動・深部迷入を防ぎつつ医療的除去の必要性を判断する。
- ウ．盲目的な探索で組織損傷を増やす。
- エ．体動で断片が移動する可能性がある。

答え・4肢解説

正答：イ．体内残留が疑われる折鍼は、移動・深部迷入を防ぎつつ医療的除去の必要性を判断する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「深く押し込んで見えなくする。」を評価するための説明であり、今回の「無理な探索をせず患者を動かさないようにし、残存状況に応じ医療機関へ連携する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「無理な探索をせず患者を動かさないようにし、残存状況に応じ医療機関へ連携する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「別の鍼で皮膚内を探る。」を評価するための説明であり、今回の「無理な探索をせず患者を動かさないようにし、残存状況に応じ医療機関へ連携する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者に運動してもらい自然に出るのを待つ。」を評価するための説明であり、今回の「無理な探索をせず患者を動かさないようにし、残存状況に応じ医療機関へ連携する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：体内残留が疑われる折鍼は、移動・深部迷入を防ぎつつ医療的除去の必要性を判断する。 体内残留が疑われる折鍼は、移動・深部迷入を防ぎつつ医療的除去の必要性を判断する。

Q059

6-2 医療安全 > 事故対応 | 難易度：標準

事故対応の論点「熱傷初期対応」について、「施灸を中止し、熱傷の程度を評価して適切な処置・必要な受診につなげる。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．追加施灸は熱損傷を悪化させる。
- イ．不潔な穿刺は感染リスクを高める。
- ウ．熱傷が生じた場合は追加熱刺激を止め、損傷程度に応じた対応を行う。
- エ．事故内容は説明・記録し再発防止へつなげる。

答え・4肢解説

正答：ウ．熱傷が生じた場合は追加熱刺激を止め、損傷程度に応じた対応を行う。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「治療効果と考えて同部位へ追加施灸する。」を評価するための説明であり、今回の「施灸を中止し、熱傷の程度を評価して適切な処置・必要な受診につなげる。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「水疱を不潔な針で破る。」を評価するための説明であり、今回の「施灸を中止し、熱傷の程度を評価して適切な処置・必要な受診につなげる。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「施灸を中止し、熱傷の程度を評価して適切な処置・必要な受診につなげる。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「記録せず患者に説明しない。」を評価するための説明であり、今回の「施灸を中止し、熱傷の程度を評価して適切な処置・必要な受診につなげる。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：熱傷が生じた場合は追加熱刺激を止め、損傷程度に応じた対応を行う。熱傷が生じた場合は追加熱刺激を止め、損傷程度に応じた対応を行う。

Q060

6-2 医療安全 > 事故対応 | 難易度：基礎

事故対応の論点「気分不良」について、「直ちに抜鍼して安全な体位をとらせ、バイタルを確認する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．刺激追加は悪化させ得る。
- イ．ふらつき時の立位は転倒リスクが高い。
- ウ．症状発生時は施術を中止する。
- エ．血管迷走神経反応などを考え、転倒防止と全身状態確認を優先する。

答え・4肢解説

正答：エ．血管迷走神経反応などを考え、転倒防止と全身状態確認を優先する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「刺激不足として刺激を増やす。」を評価するための説明であり、今回の「直ちに抜鍼して安全な体位をとらせ、バイタルを確認する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「立位歩行させる。」を評価するための説明であり、今回の「直ちに抜鍼して安全な体位をとらせ、バイタルを確認する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「症状を無視して施術を続ける。」を評価するための説明であり、今回の「直ちに抜鍼して安全な体位をとらせ、バイタルを確認する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「直ちに抜鍼して安全な体位をとらせ、バイタルを確認する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：血管迷走神経反応などを考え、転倒防止と全身状態確認を優先する。血管迷走神経反応などを考え、転倒防止と全身状態確認を優先する。

Q061

6-2 医療安全 > 事故対応 | 難易度：標準

事故対応の論点「転倒後の評価」について、「無理に起こさず意識・神経症状・外傷を確認し、必要に応じ救急対応する。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．頭部打撲後は意識状態や神経症状、出血等を確認し、重症所見があれば救急対応につなげる。

イ．ふらつきや頭部外傷後に無理な歩行をさせない。

ウ．外見上の傷がなくても頭蓋内損傷の可能性がある。

エ．事故の経過と対応を記録し再発防止にも活用する。

答え・4肢解説

正答：ア．頭部打撲後は意識状態や神経症状、出血等を確認し、重症所見があれば救急対応につなげる。

ア：正しい。この説明が「無理に起こさず意識・神経症状・外傷を確認し、必要に応じ救急対応する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「すぐに一人で歩かせて帰宅させる。」を評価するための説明であり、今回の「無理に起こさず意識・神経症状・外傷を確認し、必要に応じ救急対応する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「頭部打撲は外傷が見えなければ評価不要とする。」を評価するための説明であり、今回の「無理に起こさず意識・神経症状・外傷を確認し、必要に応じ救急対応する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「事故記録を残さず通常業務へ戻る。」を評価するための説明であり、今回の「無理に起こさず意識・神経症状・外傷を確認し、必要に応じ救急対応する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：頭部打撲後は意識状態や神経症状、出血等を確認し、重症所見があれば救急対応につなげる。頭部打撲後は意識状態や神経症状、出血等を確認し、重症所見があれば救急対応につなげる。

Q062

6-2 医療安全 > 事故対応 | 難易度：応用

事故対応の論点「改善策」について、「発生状況を分析し、廃棄容器の配置や手順、教育など具体的な仕組みを見直す。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．注意喚起だけでは再発要因が残る。

イ．反復事故では環境・手順・教育・設備などのシステム要因を特定し改善する。

ウ．報告を隠すと安全改善につながらない。

エ．予防可能な要因へ早期に介入する。

答え・4肢解説

正答：イ．反復事故では環境・手順・教育・設備などのシステム要因を特定し改善する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「各担当者へ注意するだけで終了する。」を評価するための説明であり、今回の「発生状況を分析し、廃棄容器の配置や手順、教育など具体的な仕組みを見直す。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「発生状況を分析し、廃棄容器の配置や手順、教育など具体的な仕組みを見直す。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「事故件数を少なく見せるため報告しない。」を評価するための説明であり、今回の「発生状況を分析し、廃棄容器の配置や手順、教育など具体的な仕組みを見直す。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「個人の経験が増えるまで対策しない。」を評価するための説明であり、今回の「発生状況を分析し、廃棄容器の配置や手順、教育など具体的な仕組みを見直す。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：反復事故では環境・手順・教育・設備などのシステム要因を特定し改善する。反復事故では環境・手順・教育・設備などのシステム要因を特定し改善する。

Q063

6-3 倫理 > 医療倫理 | 難易度：基礎

医療倫理の論点「自律尊重」について、「十分な情報を得た患者が、自らの価値観に基づいて選択できるよう支援する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．患者の意思を無視するのは自律尊重に反する。
- イ．質問機会の確保は意思決定に重要である。
- ウ．自律尊重では患者の理解と価値観を重視し、自己決定を支える。
- エ．適切な判断能力がある患者の拒否は尊重される。

答え・4肢解説

正答：ウ．自律尊重では患者の理解と価値観を重視し、自己決定を支える。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「施術者が患者の希望を聞かず全て決める。」を評価するための説明であり、今回の「十分な情報を得た患者が、自らの価値観に基づいて選択できるよう支援する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の質問を制限する。」を評価するための説明であり、今回の「十分な情報を得た患者が、自らの価値観に基づいて選択できるよう支援する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「十分な情報を得た患者が、自らの価値観に基づいて選択できるよう支援する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者が拒否しても必ず施術する。」を評価するための説明であり、今回の「十分な情報を得た患者が、自らの価値観に基づいて選択できるよう支援する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：自律尊重では患者の理解と価値観を重視し、自己決定を支える。自律尊重では患者の理解と価値観を重視し、自己決定を支える。

Q064

6-3 倫理 > 医療倫理 | 難易度：基礎

医療倫理の論点「患者利益」について、「患者にとって利益となるよう行動する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．不利益を与える行為は善行に反する。
- イ．無断公開はプライバシー侵害となる。
- ウ．患者の価値観を尊重する必要がある。
- エ．善行は患者の健康・利益を促進する方向で行動する原則である。

答え・4肢解説

正答：エ．善行は患者の健康・利益を促進する方向で行動する原則である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「患者へ不利益を意図的に与える。」を評価するための説明であり、今回の「患者にとって利益となるよう行動する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「個人情報無断で公開する。」を評価するための説明であり、今回の「患者にとって利益となるよう行動する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の希望を常に無視する。」を評価するための説明であり、今回の「患者にとって利益となるよう行動する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「患者にとって利益となるよう行動する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：善行は患者の健康・利益を促進する方向で行動する原則である。善行は患者の健康・利益を促進する方向で行動する原則である。

Q065

6-3 倫理 > 医療倫理 | 難易度：基礎

医療倫理の論点「害の最小化」について、「予見できる害をできるだけ避け、利益とリスクを比較して行動する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．無危害は患者へ不必要な害を与えないことを重視する。
- イ．リスクの予見と回避が必要である。
- ウ．患者希望があっても危険性が高い手技を無条件に行わない。
- エ．安全確認は医療倫理上も重要である。

答え・4肢解説

正答：ア．無危害は患者へ不必要な害を与えないことを重視する。

ア：正しい。この説明が「予見できる害をできるだけ避け、利益とリスクを比較して行動する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「有害事象の可能性を考えない。」を評価するための説明であり、今回の「予見できる害をできるだけ避け、利益とリスクを比較して行動する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者が希望すれば危険な手技も必ず行う。」を評価するための説明であり、今回の「予見できる害をできるだけ避け、利益とリスクを比較して行動する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「安全確認は治療効果と無関係とする。」を評価するための説明であり、今回の「予見できる害をできるだけ避け、利益とリスクを比較して行動する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：無危害は患者へ不必要な害を与えないことを重視する。 無危害は患者へ不必要な害を与えないことを重視する。

Q066

6-3 倫理 > 医療倫理 | 難易度：標準

医療倫理の論点「公平な対応」について、「医学的必要性や合理的基準に基づき、患者を不当に差別せず対応する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．社会的地位だけを基準にするのは公平ではない。
- イ．公正は資源やサービスを合理的・公平に配分し、不当な差別を避ける考え方である。
- ウ．個人的感情で差をつけるべきではない。
- エ．属性だけによる不当な拒否は公正に反する。

答え・4肢解説

正答：イ．公正は資源やサービスを合理的・公平に配分し、不当な差別を避ける考え方である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「社会的地位だけで施術の優先順位を決める。」を評価するための説明であり、今回の「医学的必要性や合理的基準に基づき、患者を不当に差別せず対応する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「医学的必要性や合理的基準に基づき、患者を不当に差別せず対応する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「個人的な好き嫌いで対応を変える。」を評価するための説明であり、今回の「医学的必要性や合理的基準に基づき、患者を不当に差別せず対応する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の属性だけで施術を拒否する。」を評価するための説明であり、今回の「医学的必要性や合理的基準に基づき、患者を不当に差別せず対応する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：公正は資源やサービスを合理的・公平に配分し、不当な差別を避ける考え方である。 公正は資源やサービスを合理的・公平に配分し、不当な差別を避ける考え方である。

Q067

6-3 倫理 > 医療倫理 | 難易度：標準

医療倫理の論点「秘密保持」について、「来院の事実自体も個人情報・秘密として扱い、正当な理由なく話さない。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．来院事実も秘匿性のある情報となり得る。

イ．施術者側の家族であっても自由に話せない。

ウ．患者が施術所を利用した事実もプライバシーに関わり、正当な理由のない開示は避ける。

エ．SNS公開は重大なプライバシー侵害となる。

答え・4肢解説

正答：ウ．患者が施術所を利用した事実もプライバシーに関わり、正当な理由のない開示は避ける。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「施術内容を話さなければ来院事実は自由に話せる。」を評価するための説明であり、今回の「来院の事実自体も個人情報・秘密として扱い、正当な理由なく話さない。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「家族なら患者の同意なしに話してよい。」を評価するための説明であり、今回の「来院の事実自体も個人情報・秘密として扱い、正当な理由なく話さない。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「来院の事実自体も個人情報・秘密として扱い、正当な理由なく話さない。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「SNSで氏名だけ公開してよい。」を評価するための説明であり、今回の「来院の事実自体も個人情報・秘密として扱い、正当な理由なく話さない。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：患者が施術所を利用した事実もプライバシーに関わり、正当な理由のない開示は避ける。患者が施術所を利用した事実もプライバシーに関わり、正当な理由のない開示は避ける。

Q068

6-3 倫理 > 医療倫理 | 難易度：標準

医療倫理の論点「能力範囲」について、「能力の限界を認識し、必要に応じ適切な専門家へ相談・紹介する。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．能力を偽ることは患者安全を損なう。

イ．未熟な手技を無説明で行うべきではない。

ウ．適切な紹介は専門職責任の一部である。

エ．専門職は自己の能力範囲を認識し、患者利益のため必要な連携を行う。

答え・4肢解説

正答：エ．専門職は自己の能力範囲を認識し、患者利益のため必要な連携を行う。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「分からなくても経験があるふりをする。」を評価するための説明であり、今回の「能力の限界を認識し、必要に応じ適切な専門家へ相談・紹介する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「患者に説明せず未知の手技を試す。」を評価するための説明であり、今回の「能力の限界を認識し、必要に応じ適切な専門家へ相談・紹介する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「紹介すると評価が下がるので抱え込む。」を評価するための説明であり、今回の「能力の限界を認識し、必要に応じ適切な専門家へ相談・紹介する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「能力の限界を認識し、必要に応じ適切な専門家へ相談・紹介する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：専門職は自己の能力範囲を認識し、患者利益のため必要な連携を行う。専門職は自己の能力範囲を認識し、患者利益のため必要な連携を行う。

Q069

6-3 倫理 > 医療倫理 | 難易度：標準

医療倫理の論点「物品販売」について、「患者利益を優先し、利益相反を認識して必要な情報を開示し、強制的に購入させない。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．金銭的利益が専門的判断へ影響し得る場合、患者利益を優先し透明性を確保する。
- イ．紹介料を治療選択の中心にしてはならない。
- ウ．利害関係を隠し誇張するのは倫理的でない。
- エ．患者の自由な選択を侵害する。

答え・4肢解説

正答：ア．金銭的利益が専門的判断へ影響し得る場合、患者利益を優先し透明性を確保する。

ア：正しい。この説明が「患者利益を優先し、利益相反を認識して必要な情報を開示し、強制的に購入させない。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「紹介料が高い商品だけを必ず勧める。」を評価するための説明であり、今回の「患者利益を優先し、利益相反を認識して必要な情報を開示し、強制的に購入させない。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「金銭の利害を隠して効果を誇張する。」を評価するための説明であり、今回の「患者利益を優先し、利益相反を認識して必要な情報を開示し、強制的に購入させない。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「施術継続の条件として購入を強制する。」を評価するための説明であり、今回の「患者利益を優先し、利益相反を認識して必要な情報を開示し、強制的に購入させない。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：金銭的利益が専門的判断へ影響し得る場合、患者利益を優先し透明性を確保する。金銭的利益が専門的判断へ影響し得る場合、患者利益を優先し透明性を確保する。

Q070

6-3 倫理 > 医療倫理 | 難易度：標準

医療倫理の論点「専門職境界」について、「治療関係に必要な専門的境界を保ち、立場を利用して患者を私的に搾取しない。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．専門的立場の利用による搾取に当たる。
- イ．専門職は治療関係の力の非対称性を理解し、患者を搾取しない境界管理が必要である。
- ウ．患者の自由意思を損なう可能性がある。
- エ．治療関係を私的利益のために利用しない。

答え・4肢解説

正答：イ．専門職は治療関係の力の非対称性を理解し、患者を搾取しない境界管理が必要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「施術者の権威を利用して患者に私的利益を提供させる。」を評価するための説明であり、今回の「治療関係に必要な専門的境界を保ち、立場を利用して患者を私的に搾取しない。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「治療関係に必要な専門的境界を保ち、立場を利用して患者を私的に搾取しない。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者が断りにくい状況で高額な贈答を要求する。」を評価するための説明であり、今回の「治療関係に必要な専門的境界を保ち、立場を利用して患者を私的に搾取しない。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「治療上の立場を恋愛・金銭目的で利用する。」を評価するための説明であり、今回の「治療関係に必要な専門的境界を保ち、立場を利用して患者を私的に搾取しない。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：専門職は治療関係の力の非対称性を理解し、患者を搾取しない境界管理が必要である。専門職は治療関係の力の非対称性を理解し、患者を搾取しない境界管理が必要である。

Q071

6-3 倫理 > 医療倫理 | 難易度：標準

医療倫理の論点「効果の不確実性」について、「期待できる効果と限界・不確実性を、根拠に沿って説明する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．医療効果が無条件に保証することはできない。
- イ．意思決定に必要なリスク等も説明する。
- ウ．誠実な説明では過度な保証を避け、利益と限界を適切に伝える。
- エ．根拠のない数値は患者を誤導する。

答え・4肢解説

正答：ウ．誠実な説明では過度な保証を避け、利益と限界を適切に伝える。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「必ず治ると断言する。」を評価するための説明であり、今回の「期待できる効果と限界・不確実性を、根拠に沿って説明する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「不利益な情報は全て隠す。」を評価するための説明であり、今回の「期待できる効果と限界・不確実性を、根拠に沿って説明する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「期待できる効果と限界・不確実性を、根拠に沿って説明する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「根拠のない成功率を提示する。」を評価するための説明であり、今回の「期待できる効果と限界・不確実性を、根拠に沿って説明する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：誠実な説明では過度な保証を避け、利益と限界を適切に伝える。誠実な説明では過度な保証を避け、利益と限界を適切に伝える。

Q072

6-3 倫理 > 医療倫理 | 難易度：応用

医療倫理の論点「患者中心の目標」について、「患者の価値観を確認し、生活の質や参加目標を治療計画へ反映する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．患者との共同意思決定が重要である。
- イ．機能・参加も重要な成果である。
- ウ．患者の価値観は治療選択に係る。
- エ．患者中心の医療ではQOLと本人の価値観を含めて目標を共有する。

答え・4肢解説

正答：エ．患者中心の医療ではQOLと本人の価値観を含めて目標を共有する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「施術者の目標だけを優先する。」を評価するための説明であり、今回の「患者の価値観を確認し、生活の質や参加目標を治療計画へ反映する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「症状数値だけを唯一の評価とする。」を評価するための説明であり、今回の「患者の価値観を確認し、生活の質や参加目標を治療計画へ反映する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の希望は医学的判断に一切関係しない。」を評価するための説明であり、今回の「患者の価値観を確認し、生活の質や参加目標を治療計画へ反映する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「患者の価値観を確認し、生活の質や参加目標を治療計画へ反映する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：患者中心の医療ではQOLと本人の価値観を含めて目標を共有する。患者中心の医療ではQOLと本人の価値観を含めて目標を共有する。

Q073

6-3 倫理 > 医療倫理 | 難易度：応用

医療倫理の論点「父権主義」について、「患者本人の意思より、医療者が患者の利益と考える判断を優先する考え方」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．パターナリズムは父権主義とも呼ばれ、患者の自己決定との緊張関係が問題となる。
- イ．「患者が十分な情報を得て自ら選択すること」について、これは自律尊重・自己決定の考え方である。
- ウ．「多職種で情報共有すること」について、これはチーム医療の一要素である。
- エ．「個人情報に安全に管理すること」について、これは個人情報保護に関する考え方である。

答え・4肢解説

正答：ア．パターナリズムは父権主義とも呼ばれ、患者の自己決定との緊張関係が問題となる。

ア：正しい。この説明が「患者本人の意思より、医療者が患者の利益と考える判断を優先する考え方」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「患者が十分な情報を得て自ら選択すること」を評価するための説明であり、今回の「患者本人の意思より、医療者が患者の利益と考える判断を優先する考え方」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「多職種で情報共有すること」を評価するための説明であり、今回の「患者本人の意思より、医療者が患者の利益と考える判断を優先する考え方」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「個人情報を安全に管理すること」を評価するための説明であり、今回の「患者本人の意思より、医療者が患者の利益と考える判断を優先する考え方」を支持する根拠にはならない。

総合解説：パターナリズムは父権主義とも呼ばれ、患者の自己決定との緊張関係が問題となる。パターナリズムは父権主義とも呼ばれ、患者の自己決定との緊張関係が問題となる。

Q074

6-3 倫理 > 医療倫理 | 難易度：応用

医療倫理の論点「多面的検討」について、「患者の価値観、利益・害、法的要件を整理し、必要に応じ他職種とも相談して判断する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．複雑な問題を直感だけで決めない。
- イ．倫理的ジレンマでは複数の価値と事実を整理し、対話と必要な相談を通じて判断する。
- ウ．自律尊重と安全確保の両方を検討する。
- エ．判断理由を説明し対話することが重要である。

答え・4肢解説

正答：イ．倫理的ジレンマでは複数の価値と事実を整理し、対話と必要な相談を通じて判断する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「施術者の直感だけで即決する。」を評価するための説明であり、今回の「患者の価値観、利益・害、法的要件を整理し、必要に応じ他職種とも相談して判断する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「患者の価値観、利益・害、法的要件を整理し、必要に応じ他職種とも相談して判断する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の希望だけを無条件に優先する。」を評価するための説明であり、今回の「患者の価値観、利益・害、法的要件を整理し、必要に応じ他職種とも相談して判断する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「安全上の懸念を説明せず拒否する。」を評価するための説明であり、今回の「患者の価値観、利益・害、法的要件を整理し、必要に応じ他職種とも相談して判断する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：倫理的ジレンマでは複数の価値と事実を整理し、対話と必要な相談を通じて判断する。倫理的ジレンマでは複数の価値と事実を整理し、対話と必要な相談を通じて判断する。

Q075

6-3 倫理 > 説明と同意 | 難易度：基礎

説明と同意の論点「基本要素」について、「必要な情報の説明、患者の理解、自由意思による同意」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．施術者の署名だけでは患者の同意にならない。
- イ．文書があっても説明がなければ十分ではない。
- ウ．説明と同意では情報提供、理解、判断能力、自由意思が重要である。
- エ．強制のない自由意思が必要である。

答え・4肢解説

正答：ウ．説明と同意では情報提供、理解、判断能力、自由意思が重要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「施術者の署名だけ」を評価するための説明であり、今回の「必要な情報の説明、患者の理解、自由意思による同意」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「患者への説明を省いた同意書」を評価するための説明であり、今回の「必要な情報の説明、患者の理解、自由意思による同意」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「必要な情報の説明、患者の理解、自由意思による同意」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者が断れない状況での承諾」を評価するための説明であり、今回の「必要な情報の説明、患者の理解、自由意思による同意」を支持する根拠にはならない。

総合解説：説明と同意では情報提供、理解、判断能力、自由意思が重要である。説明と同意では情報提供、理解、判断能力、自由意思が重要である。

Q076

6-3 倫理 > 説明と同意 | 難易度：基礎

説明と同意の論点「利益・リスク・代替」について、「施術の目的・方法、期待される利益、主なリスク、代替方法などを説明する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．片面的な説明では意思決定に必要な情報が不足する。
- イ．重要なリスクは適切に説明する。
- ウ．代替選択肢も意思決定に関係する。
- エ．患者が選択するためには利益だけでなくリスクや代替策などの情報が必要である。

答え・4肢解説

正答：エ．患者が選択するためには利益だけでなくリスクや代替策などの情報が必要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「利益だけを説明する。」を評価するための説明であり、今回の「施術の目的・方法、期待される利益、主なリスク、代替方法などを説明する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「リスクは患者が不安になるので隠す。」を評価するための説明であり、今回の「施術の目的・方法、期待される利益、主なリスク、代替方法などを説明する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「代替方法は存在しても伝えない。」を評価するための説明であり、今回の「施術の目的・方法、期待される利益、主なリスク、代替方法などを説明する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「施術の目的・方法、期待される利益、主なリスク、代替方法などを説明する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：患者が選択するためには利益だけでなくリスクや代替策などの情報が必要である。患者が選択するためには利益だけでなくリスクや代替策などの情報が必要である。

Q077

6-3 倫理 > 説明と同意 | 難易度：標準

説明と同意の論点「ティーチバック」について、「患者自身の言葉で理解した内容を説明してもらう。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．患者に自分の言葉で説明してもらう方法は理解度確認に有用である。
- イ．はい・いいえだけでは理解度が分かりにくい。
- ウ．質問機会を確保する必要がある。
- エ．理解しやすい表現へ調整する。

答え・4肢解説

正答：ア．患者に自分の言葉で説明してもらう方法は理解度確認に有用である。

ア：正しい。この説明が「患者自身の言葉で理解した内容を説明してもらう。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「「分かりましたね」とだけ聞く。」を評価するための説明であり、今回の「患者自身の言葉で理解した内容を説明してもらう。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「質問を禁止する。」を評価するための説明であり、今回の「患者自身の言葉で理解した内容を説明してもらう。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「専門用語をさらに増やす。」を評価するための説明であり、今回の「患者自身の言葉で理解した内容を説明してもらう。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：患者に自分の言葉で説明してもらう方法は理解度確認に有用である。患者に自分の言葉で説明してもらう方法は理解度確認に有用である。

Q078

6-3 倫理 > 説明と同意 | 難易度：標準

説明と同意の論点「撤回可能性」について、「同意の撤回を尊重し、施術を中止する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．予約は施術強制の根拠にならない。
- イ．「同意の撤回を尊重し、施術を中止する。」について、同意は継続的な意思であり、患者は施術開始前・施術中にも撤回を申し出ることができる。
- ウ．署名後でも本人の意思変更は尊重する。
- エ．強制的な施術は許されない。

答え・4肢解説

正答：イ．「同意の撤回を尊重し、施術を中止する。」について、同意は継続的な意思であり、患者は施術開始前・施術中にも撤回を申し出ることができる。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「予約済みなので強制する。」を評価するための説明であり、今回の「同意の撤回を尊重し、施術を中止する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「同意の撤回を尊重し、施術を中止する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「同意書に署名済みなので撤回できないとする。」を評価するための説明であり、今回の「同意の撤回を尊重し、施術を中止する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「説明せず身体を固定して施術する。」を評価するための説明であり、今回の「同意の撤回を尊重し、施術を中止する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：同意は継続的な意思であり、患者は施術開始前・施術中にも撤回を申し出ることができる。同意は継続的な意思であり、患者は施術開始前・施術中にも撤回を申し出ることができる。

Q079

6-3 倫理 > 説明と同意 | 難易度：標準

説明と同意の論点「意思決定能力」について、「意思決定能力を慎重に評価し、必要に応じ適切な代理意思決定者等と連携する。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．署名のみで実質的な理解を代替できない。

イ．理解できない状態で安易に施術しない。

ウ．十分な同意には説明を理解し判断できる能力が重要で、能力が不十分な場合は適切な支援が必要である。

エ．「患者の反応を確認せず同意ありとみなす。」について、同意は推測だけで成立させない。

答え・4肢解説

正答：ウ．十分な同意には説明を理解し判断できる能力が重要で、能力が不十分な場合は適切な支援が必要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「署名さえあれば理解は不要とする。」を評価するための説明であり、今回の「意思決定能力を慎重に評価し、必要に応じ適切な代理意思決定者等と連携する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「理解できなくても高侵襲施術を進める。」を評価するための説明であり、今回の「意思決定能力を慎重に評価し、必要に応じ適切な代理意思決定者等と連携する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「意思決定能力を慎重に評価し、必要に応じ適切な代理意思決定者等と連携する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の反応を確認せず同意ありとみなす。」を評価するための説明であり、今回の「意思決定能力を慎重に評価し、必要に応じ適切な代理意思決定者等と連携する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：十分な同意には説明を理解し判断できる能力が重要で、能力が不十分な場合は適切な支援が必要である。十分な同意には説明を理解し判断できる能力が重要で、能力が不十分な場合は適切な支援が必要である。

Q080

6-3 倫理 > 説明と同意 | 難易度：標準

説明と同意の論点「未成年者の意思」について、「法的な同意能力が十分でない子どもにも、理解度に応じて説明し意思を尊重する。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．発達段階に応じた説明を行う。

イ．本人の拒否も倫理的に重要な情報である。

ウ．主に十分な法的同意能力を持たない者への説明・賛意に関係する。

エ．アセントは子ども等に理解可能な説明を行い、本人の意思表示を尊重する考え方である。

答え・4肢解説

正答：エ．アセントは子ども等に理解可能な説明を行い、本人の意思表示を尊重する考え方である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「子どもには一切説明しない。」を評価するための説明であり、今回の「法的な同意能力が十分でない子どもにも、理解度に応じて説明し意思を尊重する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「保護者の同意があれば本人の強い拒否は常に無視する。」を評価するための説明であり、今回の「法的な同意能力が十分でない子どもにも、理解度に応じて説明し意思を尊重する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「成人患者だけに用いる概念である。」を評価するための説明であり、今回の「法的な同意能力が十分でない子どもにも、理解度に応じて説明し意思を尊重する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「法的な同意能力が十分でない子どもにも、理解度に応じて説明し意思を尊重する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：アセントは子ども等に理解可能な説明を行い、本人の意思表示を尊重する考え方である。アセントは子ども等に理解可能な説明を行い、本人の意思表示を尊重する考え方である。

Q081

6-3 倫理 > 説明と同意 | 難易度：標準

説明と同意の論点「計画変更時再説明」について、「追加手技の目的・リスク等を説明し、改めて患者の意思を確認する。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．「追加手技の目的・リスク等を説明し、改めて患者の意思を確認する。」について、同意は一度限りの署名ではなく、内容が変わる場合には再説明と意思確認が必要である。

イ．当初同意の範囲を超える変更には確認が必要である。

ウ．患者の自己決定を侵害する。

エ．選択前に説明することが必要である。

答え・4肢解説

正答：ア．「追加手技の目的・リスク等を説明し、改めて患者の意思を確認する。」について、同意は一度限りの署名ではなく、内容が変わる場合には再説明と意思確認が必要である。

ア：正しい。この説明が「追加手技の目的・リスク等を説明し、改めて患者の意思を確認する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「最初に同意を得ているので何でも追加できる。」を評価するための説明であり、今回の「追加手技の目的・リスク等を説明し、改めて患者の意思を確認する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者が気付かないうちに行う。」を評価するための説明であり、今回の「追加手技の目的・リスク等を説明し、改めて患者の意思を確認する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「説明は施術終了後だけでよい。」を評価するための説明であり、今回の「追加手技の目的・リスク等を説明し、改めて患者の意思を確認する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：同意は一度限りの署名ではなく、内容が変わる場合には再説明と意思確認が必要である。同意は一度限りの署名ではなく、内容が変わる場合には再説明と意思確認が必要である。

Q082

6-3 倫理 > 説明と同意 | 難易度：応用

説明と同意の論点「治療拒否」について、「拒否の理由を確認しつつ、最終的な患者の意思を尊重する。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．患者の明確な拒否を無視した強制はできない。

イ．判断能力のある患者には治療を受けない自己決定も認められる。

ウ．過度な圧力をかけず本人の意思を尊重する。

エ．拒否後も必要な情報や代替策を提供できる。

答え・4肢解説

正答：イ．判断能力のある患者には治療を受けない自己決定も認められる。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「施術者が正しいと思えば強制する。」を評価するための説明であり、今回の「拒否の理由を確認しつつ、最終的な患者の意思を尊重する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「拒否の理由を確認しつつ、最終的な患者の意思を尊重する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「家族へ頼んで患者を説得し続ける。」を評価するための説明であり、今回の「拒否の理由を確認しつつ、最終的な患者の意思を尊重する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「拒否した患者には今後一切情報提供しない。」を評価するための説明であり、今回の「拒否の理由を確認しつつ、最終的な患者の意思を尊重する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：判断能力のある患者には治療を受けない自己決定も認められる。判断能力のある患者には治療を受けない自己決定も認められる。

Q083

6-3 倫理 > 説明と同意 | 難易度：応用

説明と同意の論点「署名だけでは不十分」について、「署名は記録手段の一つであり、十分な説明と理解・自由意思そのものを代替しない。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．説明と理解が必要である。

イ．「署名があればどんな施術も許可されたことになる。」について、同意には範囲があり無制限ではない。

ウ．インフォームド・コンセントは対話の過程であり、文書はその一部を記録する手段である。

エ．継続的な質問・対話が重要である。

答え・4肢解説

正答：ウ．インフォームド・コンセントは対話の過程であり、文書はその一部を記録する手段である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「署名があれば説明は不要である。」を評価するための説明であり、今回の「署名は記録手段の一つであり、十分な説明と理解・自由意思そのものを代替しない。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「署名があればどんな施術も許可されたことになる。」を評価するための説明であり、今回の「署名は記録手段の一つであり、十分な説明と理解・自由意思そのものを代替しない。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「署名は記録手段の一つであり、十分な説明と理解・自由意思そのものを代替しない。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「署名後は患者の質問へ答える必要がない。」を評価するための説明であり、今回の「署名は記録手段の一つであり、十分な説明と理解・自由意思そのものを代替しない。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：インフォームド・コンセントは対話の過程であり、文書はその一部を記録する手段である。インフォームド・コンセントは対話の過程であり、文書はその一部を記録する手段である。

Q084

6-3 倫理 > 説明と同意 | 難易度：応用

説明と同意の論点「同意記録」について、「説明した主要事項、患者の質問・意思、同意または拒否の内容を記録する。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．説明過程の要点も記録することが望ましい。

イ．重要なリスク説明は記録に残す。

ウ．拒否も重要な臨床情報である。

エ．説明内容と患者の意思決定を記録することで継続診療と安全管理に役立つ。

答え・4肢解説

正答：エ．説明内容と患者の意思決定を記録することで継続診療と安全管理に役立つ。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「署名の有無だけで他は記録しない。」を評価するための説明であり、今回の「説明した主要事項、患者の質問・意思、同意または拒否の内容を記録する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「説明したリスクを記録しない。」を評価するための説明であり、今回の「説明した主要事項、患者の質問・意思、同意または拒否の内容を記録する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の拒否は記録から削除する。」を評価するための説明であり、今回の「説明した主要事項、患者の質問・意思、同意または拒否の内容を記録する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「説明した主要事項、患者の質問・意思、同意または拒否の内容を記録する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：説明内容と患者の意思決定を記録することで継続診療と安全管理に役立つ。説明内容と患者の意思決定を記録することで継続診療と安全管理に役立つ。

Q085

6-3 倫理 > 多職種連携 | 難易度：基礎

多職種連携の論点「患者中心の連携」について、「各職種の専門性を生かし、患者中心の共通目標に向けて協働する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．チーム医療では専門職が連携し、患者中心の目標を共有してケアを行う。
- イ．情報分断は連携を妨げる。
- ウ．共通目標の共有が重要である。
- エ．患者・家族も意思決定の重要な主体である。

答え・4肢解説

正答：ア．チーム医療では専門職が連携し、患者中心の目標を共有してケアを行う。

ア：正しい。この説明が「各職種の専門性を生かし、患者中心の共通目標に向けて協働する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「職種間の情報を分断する。」を評価するための説明であり、今回の「各職種の専門性を生かし、患者中心の共通目標に向けて協働する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「各職種が別々の目標だけを追う。」を評価するための説明であり、今回の「各職種の専門性を生かし、患者中心の共通目標に向けて協働する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者を意思決定から除外する。」を評価するための説明であり、今回の「各職種の専門性を生かし、患者中心の共通目標に向けて協働する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：チーム医療では専門職が連携し、患者中心の目標を共有してケアを行う。チーム医療では専門職が連携し、患者中心の目標を共有してケアを行う。

Q086

6-3 倫理 > 多職種連携 | 難易度：基礎

多職種連携の論点「役割分担」について、「各職種の資格・専門性・権限を理解し、必要な役割を分担する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．資格・法令上の業務範囲を超えて行為しない。
- イ．連携では互いの専門性と法的業務範囲を理解することが安全に直結する。
- ウ．他職種の専門性を尊重する。
- エ．責任と役割を明確にする。

答え・4肢解説

正答：イ．連携では互いの専門性と法的業務範囲を理解することが安全に直結する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「自分の資格範囲外の医療行為も自由に代行する。」を評価するための説明であり、今回の「各職種の資格・専門性・権限を理解し、必要な役割を分担する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「各職種の資格・専門性・権限を理解し、必要な役割を分担する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「他職種の専門性を無視する。」を評価するための説明であり、今回の「各職種の資格・専門性・権限を理解し、必要な役割を分担する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「役割を曖昧にしたまま業務を進める。」を評価するための説明であり、今回の「各職種の資格・専門性・権限を理解し、必要な役割を分担する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：連携では互いの専門性と法的業務範囲を理解することが安全に直結する。連携では互いの専門性と法的業務範囲を理解することが安全に直結する。

Q087

6-3 倫理 > 多職種連携 | 難易度：標準

多職種連携の論点「情報共有」について、「目的に必要な情報を、個人情報保護に配慮して正確に共有する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．必要最小限の情報共有が基本である。
- イ．本人確認は情報安全に必要である。
- ウ．連携に必要な情報を適切な範囲で正確に共有することが重要である。
- エ．事実と推測を区別する。

答え・4肢解説

正答：ウ．連携に必要な情報を適切な範囲で正確に共有することが重要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「診療に無関係な私生活情報まで全て送る。」を評価するための説明であり、今回の「目的に必要な情報を、個人情報保護に配慮して正確に共有する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「患者取り違えを防ぐ確認をしない。」を評価するための説明であり、今回の「目的に必要な情報を、個人情報保護に配慮して正確に共有する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「目的に必要な情報を、個人情報保護に配慮して正確に共有する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「憶測を事実として伝える。」を評価するための説明であり、今回の「目的に必要な情報を、個人情報保護に配慮して正確に共有する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：連携に必要な情報を適切な範囲で正確に共有することが重要である。連携に必要な情報を適切な範囲で正確に共有することが重要である。

Q088

6-3 倫理 > 多職種連携 | 難易度：標準

多職種連携の論点「目標共有」について、「患者の希望を含む共通目標を共有し、各職種の介入内容を調整する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．情報分断は安全性と効率を下げる。
- イ．患者本人も目標設定へ参加する。
- ウ．介入の重複・競合を調整する。
- エ．共通目標と役割を共有することで重複や矛盾を減らし、患者中心の支援ができる。

答え・4肢解説

正答：エ．共通目標と役割を共有することで重複や矛盾を減らし、患者中心の支援ができる。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「各職種が互いの治療内容を知らないまま進める。」を評価するための説明であり、今回の「患者の希望を含む共通目標を共有し、各職種の介入内容を調整する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「患者には目標を知らせない。」を評価するための説明であり、今回の「患者の希望を含む共通目標を共有し、各職種の介入内容を調整する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「治療が重複しても調整しない。」を評価するための説明であり、今回の「患者の希望を含む共通目標を共有し、各職種の介入内容を調整する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「患者の希望を含む共通目標を共有し、各職種の介入内容を調整する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：共通目標と役割を共有することで重複や矛盾を減らし、患者中心の支援ができる。共通目標と役割を共有することで重複や矛盾を減らし、患者中心の支援ができる。

Q089

6-3 倫理 > 多職種連携 | 難易度：標準

多職種連携の論点「医療者への報告」について、「所見の部位・程度・出現時期を客観的に整理し、紹介元へ速やかに共有する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．新たな神経学的変化は、事実に基づき速やかに医療側へ共有する。
- イ．重要な状態変化を抱え込まない。
- ウ．患者安全を優先する。
- エ．確定していない診断名ではなく所見を伝える。

答え・4肢解説

正答：ア．新たな神経学的変化は、事実に基づき速やかに医療側へ共有する。

ア：正しい。この説明が「所見の部位・程度・出現時期を客観的に整理し、紹介元へ速やかに共有する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「自分の判断で重大でないと決めて共有しない。」を評価するための説明であり、今回の「所見の部位・程度・出現時期を客観的に整理し、紹介元へ速やかに共有する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者に隠して施術を続ける。」を評価するための説明であり、今回の「所見の部位・程度・出現時期を客観的に整理し、紹介元へ速やかに共有する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「病名を断定して伝える。」を評価するための説明であり、今回の「所見の部位・程度・出現時期を客観的に整理し、紹介元へ速やかに共有する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：新たな神経学的変化は、事実に基づき速やかに医療側へ共有する。新たな神経学的変化は、事実に基づき速やかに医療側へ共有する。

Q090

6-3 倫理 > 多職種連携 | 難易度：応用

多職種連携の論点「チーム内調整」について、「患者目標と客観的情報を共有し、各職種の根拠を確認して合意形成を図る。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．職位や声量だけで決めるべきではない。
- イ．意見の相違は根拠と患者目標を共有して建設的に調整する。
- ウ．対話と情報共有が解決に必要である。
- エ．患者中心の目標を維持する。

答え・4肢解説

正答：イ．意見の相違は根拠と患者目標を共有して建設的に調整する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「声の大きい職種の意見だけに従う。」を評価するための説明であり、今回の「患者目標と客観的情報を共有し、各職種の根拠を確認して合意形成を図る。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「患者目標と客観的情報を共有し、各職種の根拠を確認して合意形成を図る。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「対立を避けるため情報共有をやめる。」を評価するための説明であり、今回の「患者目標と客観的情報を共有し、各職種の根拠を確認して合意形成を図る。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の希望を議論から除外する。」を評価するための説明であり、今回の「患者目標と客観的情報を共有し、各職種の根拠を確認して合意形成を図る。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：意見の相違は根拠と患者目標を共有して建設的に調整する。意見の相違は根拠と患者目標を共有して建設的に調整する。

Q091

6-3 倫理 > 多職種連携 | 難易度：応用

多職種連携の論点「連携記録」について、「相談理由、共有した情報、相手からの助言、今後の計画を記録する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．相談先の記録は経過確認に必要である。
- イ．重要な連携事項は記録する。
- ウ．連携内容の記録は継続的な支援と責任の明確化に役立つ。
- エ．記憶だけでは情報が失われる。

答え・4肢解説

正答：ウ．連携内容の記録は継続的な支援と責任の明確化に役立つ。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「誰に相談したか記録しない。」を評価するための説明であり、今回の「相談理由、共有した情報、相手からの助言、今後の計画を記録する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「口頭で話したので記録は不要とする。」を評価するための説明であり、今回の「相談理由、共有した情報、相手からの助言、今後の計画を記録する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「相談理由、共有した情報、相手からの助言、今後の計画を記録する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「助言内容を自分の記憶だけに頼る。」を評価するための説明であり、今回の「相談理由、共有した情報、相手からの助言、今後の計画を記録する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：連携内容の記録は継続的な支援と責任の明確化に役立つ。 連携内容の記録は継続的な支援と責任の明確化に役立つ。

Q092

6-3 倫理 > 多職種連携 | 難易度：応用

多職種連携の論点「統合ケア」について、「患者の優先課題を確認し、医療・介護・リハビリ等の関係者と役割を調整する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．一職種だけで全課題を担うのは困難である。
- イ．必要なサービスを適切に組み合わせる。
- ウ．本人の目標が連携方針の基礎となる。
- エ．複雑な課題では患者中心の目標を軸に多職種・多機関で支援を統合する。

答え・4肢解説

正答：エ．複雑な課題では患者中心の目標を軸に多職種・多機関で支援を統合する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「鍼灸だけで全ての問題を解決しようとする。」を評価するための説明であり、今回の「患者の優先課題を確認し、医療・介護・リハビリ等の関係者と役割を調整する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「他サービスの利用を一律に中止させる。」を評価するための説明であり、今回の「患者の優先課題を確認し、医療・介護・リハビリ等の関係者と役割を調整する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者が望む生活目標を確認しない。」を評価するための説明であり、今回の「患者の優先課題を確認し、医療・介護・リハビリ等の関係者と役割を調整する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「患者の優先課題を確認し、医療・介護・リハビリ等の関係者と役割を調整する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：複雑な課題では患者中心の目標を軸に多職種・多機関で支援を統合する。 複雑な課題では患者中心の目標を軸に多職種・多機関で支援を統合する。

Q093

6-4 記録・情報 > 診療記録 | 難易度：基礎

診療記録の論点「初診記録」について、「主訴、現病歴、既往・服薬、評価所見、施術内容、反応、今後の計画を記録する。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．初診記録では症状経過、リスク情報、客観所見、実施内容と反応が後から追えることが重要である。

イ．経穴名だけでは適応判断や経過を検証できない。

ウ．料金情報だけでは診療内容を把握できない。

エ．本人確認情報だけでは臨床記録として不十分である。

答え・4肢解説

正答：ア．初診記録では症状経過、リスク情報、客観所見、実施内容と反応が後から追えることが重要である。

ア：正しい。この説明が「主訴、現病歴、既往・服薬、評価所見、施術内容、反応、今後の計画を記録する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「使用した経穴名だけを記録する。」を評価するための説明であり、今回の「主訴、現病歴、既往・服薬、評価所見、施術内容、反応、今後の計画を記録する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「料金だけを記録する。」を評価するための説明であり、今回の「主訴、現病歴、既往・服薬、評価所見、施術内容、反応、今後の計画を記録する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の氏名だけを記録する。」を評価するための説明であり、今回の「主訴、現病歴、既往・服薬、評価所見、施術内容、反応、今後の計画を記録する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：初診記録では症状経過、リスク情報、客観所見、実施内容と反応が後から追えることが重要である。初診記録では症状経過、リスク情報、客観所見、実施内容と反応が後から追えることが重要である。

Q094

6-4 記録・情報 > 診療記録 | 難易度：基礎

診療記録の論点「事実と推測の区別」について、「「右肩外転90度で疼痛を訴える」のように観察事実を具体的に記す。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．曖昧な表現では経過比較ができない。

イ．記録では観察した事実と評価・推測を区別し、具体的に記載することが重要である。

ウ．未確定の診断を事実のように断定しない。

エ．重要所見は適切に記録する。

答え・4肢解説

正答：イ．記録では観察した事実と評価・推測を区別し、具体的に記載することが重要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「「なんとなく悪そう」とだけ記す。」を評価するための説明であり、今回の「「右肩外転90度で疼痛を訴える」のように観察事実を具体的に記す。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「「右肩外転90度で疼痛を訴える」のように観察事実を具体的に記す。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「確定していない疾患名を断定して記す。」を評価するための説明であり、今回の「「右肩外転90度で疼痛を訴える」のように観察事実を具体的に記す。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「気になったことは全て削除して残さない。」を評価するための説明であり、今回の「「右肩外転90度で疼痛を訴える」のように観察事実を具体的に記す。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：記録では観察した事実と評価・推測を区別し、具体的に記載することが重要である。記録では観察した事実と評価・推測を区別し、具体的に記載することが重要である。

Q095

6-4 記録・情報 > 診療記録 | 難易度：基礎

診療記録の論点「訂正履歴」について、「元の記載を不自然に消去せず、訂正内容と訂正した事実が追える形で修正する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．履歴を消すと記録の真正性が損なわれる。
- イ．患者取り違えにつながる危険な行為である。
- ウ．記録の信頼性を保つため、訂正した経過が追跡できる形で修正することが望ましい。
- エ．誤記は適切に訂正する。

答え・4肢解説

正答：ウ．記録の信頼性を保つため、訂正した経過が追跡できる形で修正することが望ましい。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「元記録を完全削除し、訂正の痕跡を残さない。」を評価するための説明であり、今回の「元の記載を不自然に消去せず、訂正内容と訂正した事実が追える形で修正する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「別患者の記録へ上書きする。」を評価するための説明であり、今回の「元の記載を不自然に消去せず、訂正内容と訂正した事実が追える形で修正する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「元の記載を不自然に消去せず、訂正内容と訂正した事実が追える形で修正する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「誤りに気付いても修正しない。」を評価するための説明であり、今回の「元の記載を不自然に消去せず、訂正内容と訂正した事実が追える形で修正する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：記録の信頼性を保つため、訂正した経過が追跡できる形で修正することが望ましい。記録の信頼性を保つため、訂正した経過が追跡できる形で修正することが望ましい。

Q096

6-4 記録・情報 > 診療記録 | 難易度：標準

診療記録の論点「事故記録」について、「発生時刻、部位・大きさ、患者症状、対応、説明内容、経過を記録する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．事故記録を隠すと再発防止にも連携にも支障が出る。
- イ．具体的状況が分からず不十分である。
- ウ．患者の認識にかかわらず重要事象は記録する。
- エ．有害事象では事実経過と対応・説明・フォローを具体的に残すことが安全管理につながる。

答え・4肢解説

正答：エ．有害事象では事実経過と対応・説明・フォローを具体的に残すことが安全管理につながる。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「不利益になるので記録しない。」を評価するための説明であり、今回の「発生時刻、部位・大きさ、患者症状、対応、説明内容、経過を記録する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「問題なし」とだけ記録する。」を評価するための説明であり、今回の「発生時刻、部位・大きさ、患者症状、対応、説明内容、経過を記録する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者が気付かなければ削除する。」を評価するための説明であり、今回の「発生時刻、部位・大きさ、患者症状、対応、説明内容、経過を記録する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「発生時刻、部位・大きさ、患者症状、対応、説明内容、経過を記録する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：有害事象では事実経過と対応・説明・フォローを具体的に残すことが安全管理につながる。有害事象では事実経過と対応・説明・フォローを具体的に残すことが安全管理につながる。

Q097

6-4 記録・情報 > 診療記録 | 難易度：基礎

診療記録の論点「ベースライン比較」について、「疼痛強度に加え、歩行時間や前屈動作など同じ指標を継続して記録する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．「疼痛強度に加え、歩行時間や前屈動作など同じ指標を継続して記録する。」について、同一指標を継続すると症状・機能の変化を比較しやすい。
- イ．指標が毎回変わると比較が難しくなる。
- ウ．生活機能は治療成果の重要な側面である。
- エ．回数だけでは効果を評価できない。

答え・4肢解説

正答：ア．「疼痛強度に加え、歩行時間や前屈動作など同じ指標を継続して記録する。」について、同一指標を継続すると症状・機能の変化を比較しやすい。

ア：正しい。この説明が「疼痛強度に加え、歩行時間や前屈動作など同じ指標を継続して記録する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「毎回異なる指標だけを使う。」を評価するための説明であり、今回の「疼痛強度に加え、歩行時間や前屈動作など同じ指標を継続して記録する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の生活機能は記録しない。」を評価するための説明であり、今回の「疼痛強度に加え、歩行時間や前屈動作など同じ指標を継続して記録する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「施術回数だけで改善を判断する。」を評価するための説明であり、今回の「疼痛強度に加え、歩行時間や前屈動作など同じ指標を継続して記録する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：同一指標を継続すると症状・機能の変化を比較しやすい。同一指標を継続すると症状・機能の変化を比較しやすい。

Q098

6-4 記録・情報 > 診療記録 | 難易度：基礎

診療記録の論点「説明・同意記録」について、「説明した目的・主なリスク・代替策と、患者の意思を記録する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．重要な説明内容が分からず不十分である。
- イ．説明内容と患者の意思決定を記録すると、継続的な安全管理と情報共有に役立つ。
- ウ．重要な質問や懸念は記録価値がある。
- エ．拒否も治療計画に関わる重要情報である。

答え・4肢解説

正答：イ．説明内容と患者の意思決定を記録すると、継続的な安全管理と情報共有に役立つ。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「説明済」とだけ書けば十分である。」を評価するための説明であり、今回の「説明した目的・主なリスク・代替策と、患者の意思を記録する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「説明した目的・主なリスク・代替策と、患者の意思を記録する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の質問は記録しない。」を評価するための説明であり、今回の「説明した目的・主なリスク・代替策と、患者の意思を記録する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「拒否された内容は記録から除く。」を評価するための説明であり、今回の「説明した目的・主なリスク・代替策と、患者の意思を記録する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：説明内容と患者の意思決定を記録すると、継続的な安全管理と情報共有に役立つ。説明内容と患者の意思決定を記録すると、継続的な安全管理と情報共有に役立つ。

Q099

6-4 記録・情報 > 診療記録 | 難易度：基礎

診療記録の論点「日時記録」について、「施術日ごとに症状変化、評価、実施内容、反応を時系列で追えるようにする。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．日時が不明だと経過が追えない。

イ．悪化情報は再評価に重要である。

ウ．時系列記録により病態変化と施術反応を検証できる。

エ．「施術内容は毎回同じと仮定して記録しない。」について、同じ予定でも実施内容・反応を記録する。

答え・4肢解説

正答：ウ．時系列記録により病態変化と施術反応を検証できる。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「複数日の記録を一つにまとめ日時を省く。」を評価するための説明であり、今回の「施術日ごとに症状変化、評価、実施内容、反応を時系列で追えるようにする。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「悪化した日の記録だけ削除する。」を評価するための説明であり、今回の「施術日ごとに症状変化、評価、実施内容、反応を時系列で追えるようにする。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「施術日ごとに症状変化、評価、実施内容、反応を時系列で追えるようにする。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「施術内容は毎回同じと仮定して記録しない。」を評価するための説明であり、今回の「施術日ごとに症状変化、評価、実施内容、反応を時系列で追えるようにする。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：時系列記録により病態変化と施術反応を検証できる。時系列記録により病態変化と施術反応を検証できる。

Q100

6-4 記録・情報 > 診療記録 | 難易度：応用

診療記録の論点「情報の継続性」について、「禁忌・アレルギー・服薬・前回の有害反応など安全に直結する情報を明確に残す。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．主観的感想だけでは安全確保できない。

イ．口頭だけでは伝達漏れの危険がある。

ウ．有害反応歴は次回施術の重要情報である。

エ．担当者が変わってもリスク情報を確実に把握できる記録が必要である。

答え・4肢解説

正答：エ．担当者が変わってもリスク情報を確実に把握できる記録が必要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「施術者の感想だけを残す。」を評価するための説明であり、今回の「禁忌・アレルギー・服薬・前回の有害反応など安全に直結する情報を明確に残す。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の安全情報は口頭伝達だけにする。」を評価するための説明であり、今回の「禁忌・アレルギー・服薬・前回の有害反応など安全に直結する情報を明確に残す。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「前回の有害反応を記録しない。」を評価するための説明であり、今回の「禁忌・アレルギー・服薬・前回の有害反応など安全に直結する情報を明確に残す。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「禁忌・アレルギー・服薬・前回の有害反応など安全に直結する情報を明確に残す。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：担当者が変わってもリスク情報を確実に把握できる記録が必要である。担当者が変わってもリスク情報を確実に把握できる記録が必要である。

Q101

6-4 記録・情報 > 診療記録 | 難易度：標準

診療記録の論点「記載漏れ」について、「再現性と安全性の観点から、必要な施術条件と反応を記録するよう改善する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．施術条件と患者反応は、有害事象評価や次の刺激量調整に役立つ。
- イ．経穴名だけでは実際の刺激内容が分からない。
- ウ．満足度とは別に安全記録が必要である。
- エ．安全管理上必要な事項は適切に記録する。

答え・4肢解説

正答：ア．施術条件と患者反応は、有害事象評価や次の刺激量調整に役立つ。

ア：正しい。この説明が「再現性と安全性の観点から、必要な施術条件と反応を記録するよう改善する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「経穴名があれば十分である。」を評価するための説明であり、今回の「再現性と安全性の観点から、必要な施術条件と反応を記録するよう改善する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者が満足していれば記録不要である。」を評価するための説明であり、今回の「再現性と安全性の観点から、必要な施術条件と反応を記録するよう改善する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「深度や反応は記録してはいけない。」を評価するための説明であり、今回の「再現性と安全性の観点から、必要な施術条件と反応を記録するよう改善する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：施術条件と患者反応は、有害事象評価や次の刺激量調整に役立つ。 施術条件と患者反応は、有害事象評価や次の刺激量調整に役立つ。

Q102

6-4 記録・情報 > 診療記録 | 難易度：応用

診療記録の論点「評価と計画」について、「疼痛軽減だけで継続を決めず、神経症状の拡大を再評価して計画を見直す。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．進行する神経症状は重要な再評価項目である。
- イ．記録は単に保存するだけでなく、病態変化と適応判断の更新に用いる。
- ウ．経過情報を治療計画へ反映する。
- エ．神経症状の拡大を安易に好転と判断しない。

答え・4肢解説

正答：イ．記録は単に保存するだけでなく、病態変化と適応判断の更新に用いる。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「痛みが減ったので他の変化は無視する。」を評価するための説明であり、今回の「疼痛軽減だけで継続を決めず、神経症状の拡大を再評価して計画を見直す。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「疼痛軽減だけで継続を決めず、神経症状の拡大を再評価して計画を見直す。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「記録を見ず同じ施術を続ける。」を評価するための説明であり、今回の「疼痛軽減だけで継続を決めず、神経症状の拡大を再評価して計画を見直す。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「しびれ拡大を改善反応とみなす。」を評価するための説明であり、今回の「疼痛軽減だけで継続を決めず、神経症状の拡大を再評価して計画を見直す。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：記録は単に保存するだけでなく、病態変化と適応判断の更新に用いる。 記録は単に保存するだけでなく、病態変化と適応判断の更新に用いる。

Q103

6-4 記録・情報 > 情報管理 | 難易度：基礎

情報管理の論点「最小権限」について、「業務上必要な者だけが必要な範囲の情報へアクセスできるようにする。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．過大な権限は情報漏えいリスクを高める。
- イ．不要になった権限は速やかに停止する。
- ウ．必要最小限のアクセス権限は不正閲覧や漏えいの防止に有効である。
- エ．パスワードを共有・掲示しない。

答え・4肢解説

正答：ウ．必要最小限のアクセス権限は不正閲覧や漏えいの防止に有効である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「全スタッフへ管理者権限を与える。」を評価するための説明であり、今回の「業務上必要な者だけが必要な範囲の情報へアクセスできるようにする。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「退職者のアカウントを残す。」を評価するための説明であり、今回の「業務上必要な者だけが必要な範囲の情報へアクセスできるようにする。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「業務上必要な者だけが必要な範囲の情報へアクセスできるようにする。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「パスワードを院内掲示する。」を評価するための説明であり、今回の「業務上必要な者だけが必要な範囲の情報へアクセスできるようにする。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：必要最小限のアクセス権限は不正閲覧や漏えいの防止に有効である。 必要最小限のアクセス権限は不正閲覧や漏えいの防止に有効である。

Q104

6-4 記録・情報 > 情報管理 | 難易度：基礎

情報管理の論点「持出端末」について、「持出しの必要性を確認し、暗号化・認証・紛失時対応など安全対策を講じる。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．認証なしでは第三者が閲覧しやすい。
- イ．平文保存は漏えい時の被害を拡大する。
- ウ．紛失は速やかな報告・対応が必要である。
- エ．持出端末は紛失・盗難リスクがあるため技術的・組織的な安全管理が必要である。

答え・4肢解説

正答：エ．持出端末は紛失・盗難リスクがあるため技術的・組織的な安全管理が必要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「パスワードなしで持ち出す。」を評価するための説明であり、今回の「持出しの必要性を確認し、暗号化・認証・紛失時対応など安全対策を講じる。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「患者一覧をデスクトップへ平文保存する。」を評価するための説明であり、今回の「持出しの必要性を確認し、暗号化・認証・紛失時対応など安全対策を講じる。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「紛失しても報告しない。」を評価するための説明であり、今回の「持出しの必要性を確認し、暗号化・認証・紛失時対応など安全対策を講じる。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「持出しの必要性を確認し、暗号化・認証・紛失時対応など安全対策を講じる。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：持出端末は紛失・盗難リスクがあるため技術的・組織的な安全管理が必要である。 持出端末は紛失・盗難リスクがあるため技術的・組織的な安全管理が必要である。

Q105

6-4 記録・情報 > 情報管理 | 難易度：標準

情報管理の論点「宛先確認」について、「宛先・添付ファイル・患者識別情報を送信前に確認し、安全な送信方法を用いる。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．誤送信防止には宛先・添付・送信対象情報の確認が重要である。
- イ．自動補完による誤送信が起こり得る。
- ウ．必要な患者情報だけを送る。
- エ．漏えいが疑われる場合は組織内手順に従って対応する。

答え・4肢解説

正答：ア．誤送信防止には宛先・添付・送信対象情報の確認が重要である。

ア：正しい。この説明が「宛先・添付ファイル・患者識別情報を送信前に確認し、安全な送信方法を用いる。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「候補欄の先頭アドレスへ確認せず送る。」を評価するための説明であり、今回の「宛先・添付ファイル・患者識別情報を送信前に確認し、安全な送信方法を用いる。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「複数患者の資料を一つにして無関係な相手へ送る。」を評価するための説明であり、今回の「宛先・添付ファイル・患者識別情報を送信前に確認し、安全な送信方法を用いる。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「誤送信しても削除依頼だけで報告しない。」を評価するための説明であり、今回の「宛先・添付ファイル・患者識別情報を送信前に確認し、安全な送信方法を用いる。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：誤送信防止には宛先・添付・送信対象情報の確認が重要である。誤送信防止には宛先・添付・送信対象情報の確認が重要である。

Q106

6-4 記録・情報 > 情報管理 | 難易度：基礎

情報管理の論点「施錠保管」について、「関係者以外が容易に閲覧できない施錠可能な場所等で管理する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．来訪者等から閲覧される危険がある。
- イ．紙媒体も個人情報であり、無断閲覧・持出しを防ぐ管理が必要である。
- ウ．不必要な公開は避ける。
- エ．持出し管理が必要である。

答え・4肢解説

正答：イ．紙媒体も個人情報であり、無断閲覧・持出しを防ぐ管理が必要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「受付カウンターへ開いたまま置く。」を評価するための説明であり、今回の「関係者以外が容易に閲覧できない施錠可能な場所等で管理する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「関係者以外が容易に閲覧できない施錠可能な場所等で管理する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「待合室へ患者一覧を掲示する。」を評価するための説明であり、今回の「関係者以外が容易に閲覧できない施錠可能な場所等で管理する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「院外の誰でも持ち出せる棚へ置く。」を評価するための説明であり、今回の「関係者以外が容易に閲覧できない施錠可能な場所等で管理する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：紙媒体も個人情報であり、無断閲覧・持出しを防ぐ管理が必要である。紙媒体も個人情報であり、無断閲覧・持出しを防ぐ管理が必要である。

Q107

6-4 記録・情報 > 情報管理 | 難易度：基礎

情報管理の論点「安全な廃棄」について、「復元・判読されにくい方法で適切に廃棄する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．第三者が内容を読める廃棄方法は不適切である。
- イ．患者情報を自由に持ち出せる状態にしない。
- ウ．廃棄時も個人情報の漏えい防止が必要である。
- エ．委託先の適切な管理も必要となる。

答え・4肢解説

正答：ウ．廃棄時も個人情報の漏えい防止が必要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「氏名が見えるまま一般ごみへ捨てる。」を評価するための説明であり、今回の「復元・判読されにくい方法で適切に廃棄する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「記録を院外に置いて自由に持ち帰らせる。」を評価するための説明であり、今回の「復元・判読されにくい方法で適切に廃棄する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「復元・判読されにくい方法で適切に廃棄する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「廃棄業者へ渡す際の管理は不要である。」を評価するための説明であり、今回の「復元・判読されにくい方法で適切に廃棄する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：廃棄時も個人情報の漏えい防止が必要である。 廃棄時も個人情報の漏えい防止が必要である。

Q108

6-4 記録・情報 > 情報管理 | 難易度：基礎

情報管理の論点「可用性」について、「故障や災害等でデータを失った際に必要な情報を復旧できるようにする。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．安全な保管を前提に行う。
- イ．無制限な複製は情報管理上不適切である。
- ウ．公開目的ではない。
- エ．バックアップは情報の可用性を確保し、消失時の復旧に備える。

答え・4肢解説

正答：エ．バックアップは情報の可用性を確保し、消失時の復旧に備える。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「不正アクセスを増やすため」を評価するための説明であり、今回の「故障や災害等でデータを失った際に必要な情報を復旧できるようにする。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「記録を無制限に複製して配布するため」を評価するための説明であり、今回の「故障や災害等でデータを失った際に必要な情報を復旧できるようにする。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者情報を公開するため」を評価するための説明であり、今回の「故障や災害等でデータを失った際に必要な情報を復旧できるようにする。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「故障や災害等でデータを失った際に必要な情報を復旧できるようにする。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：バックアップは情報の可用性を確保し、消失時の復旧に備える。 バックアップは情報の可用性を確保し、消失時の復旧に備える。

Q109

6-4 記録・情報 > 情報管理 | 難易度：標準

情報管理の論点「インシデント対応」について、「速やかに組織内へ報告し、含まれる情報・暗号化の有無・漏えい可能性を評価して対応する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．紛失時は被害拡大を防ぐため速やかな報告・リスク評価・必要な通知等を検討する。
- イ．報告遅延は対応を困難にする。
- ウ．件数が少なくても漏えいリスクを評価する。
- エ．事実を隠さず対応経過を記録する。

答え・4肢解説

正答：ア．紛失時は被害拡大を防ぐため速やかな報告・リスク評価・必要な通知等を検討する。

ア：正しい。この説明が「速やかに組織内へ報告し、含まれる情報・暗号化の有無・漏えい可能性を評価して対応する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「見つかるまで誰にも言わない。」を評価するための説明であり、今回の「速やかに組織内へ報告し、含まれる情報・暗号化の有無・漏えい可能性を評価して対応する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者情報が少量なら無視する。」を評価するための説明であり、今回の「速やかに組織内へ報告し、含まれる情報・暗号化の有無・漏えい可能性を評価して対応する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「紛失した事実を記録から削除する。」を評価するための説明であり、今回の「速やかに組織内へ報告し、含まれる情報・暗号化の有無・漏えい可能性を評価して対応する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：紛失時は被害拡大を防ぐため速やかな報告・リスク評価・必要な通知等を検討する。紛失時は被害拡大を防ぐため速やかな報告・リスク評価・必要な通知等を検討する。

Q110

6-4 記録・情報 > 情報管理 | 難易度：標準

情報管理の論点「本人同意と例外」について、「本人の同意等の正当な根拠が確認できなければ回答しない。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．知人関係だけでは提供根拠にならない。
- イ．第三者提供は本人同意など法令上の根拠を確認して行う。
- ウ．氏名を知るだけで本人同意とはならない。
- エ．相手確認と提供根拠が必要である。

答え・4肢解説

正答：イ．第三者提供は本人同意など法令上の根拠を確認して行う。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「知人を名乗れば回答する。」を評価するための説明であり、今回の「本人の同意等の正当な根拠が確認できなければ回答しない。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「本人の同意等の正当な根拠が確認できなければ回答しない。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の氏名を知っていれば回答する。」を評価するための説明であり、今回の「本人の同意等の正当な根拠が確認できなければ回答しない。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「施術所へ電話してきた者には誰でも回答する。」を評価するための説明であり、今回の「本人の同意等の正当な根拠が確認できなければ回答しない。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：第三者提供は本人同意など法令上の根拠を確認して行う。第三者提供は本人同意など法令上の根拠を確認して行う。

Q111

6-4 記録・情報 > 情報管理 | 難易度：応用

情報管理の論点「委託・クラウド」について、「サービスの安全性、アクセス管理、委託先管理、障害時対応などを確認して運用する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．価格と安全性は別問題である。
- イ．個人別ID等でアクセス管理する方が適切である。
- ウ．外部サービス利用でも事業者側の安全管理責任を踏まえ、契約・権限・データ管理を確認する。
- エ．返却・消去等の取扱いも確認する。

答え・4肢解説

正答：ウ．外部サービス利用でも事業者側の安全管理責任を踏まえ、契約・権限・データ管理を確認する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「無料なら安全性を確認しなくてよい。」を評価するための説明であり、今回の「サービスの安全性、アクセス管理、委託先管理、障害時対応などを確認して運用する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「全職員で一つの共通IDを使う。」を評価するための説明であり、今回の「サービスの安全性、アクセス管理、委託先管理、障害時対応などを確認して運用する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「サービスの安全性、アクセス管理、委託先管理、障害時対応などを確認して運用する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「契約終了時のデータ取扱いを確認しない。」を評価するための説明であり、今回の「サービスの安全性、アクセス管理、委託先管理、障害時対応などを確認して運用する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：外部サービス利用でも事業者側の安全管理責任を踏まえ、契約・権限・データ管理を確認する。 外部サービス利用でも事業者側の安全管理責任を踏まえ、契約・権限・データ管理を確認する。

Q112

6-4 記録・情報 > チーム共有 | 難易度：基礎

チーム共有の論点「要点共有」について、「主訴、重要な経過、客観所見、懸念点を簡潔に整理して伝える。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．無関係な情報の共有は避ける。
- イ．客観所見と経過が重要である。
- ウ．事実と推測を区別する。
- エ．連携では診療判断に必要な情報を正確かつ簡潔に共有する。

答え・4肢解説

正答：エ．連携では診療判断に必要な情報を正確かつ簡潔に共有する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「患者の私生活を関係なく長く話す。」を評価するための説明であり、今回の「主訴、重要な経過、客観所見、懸念点を簡潔に整理して伝える。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「重要所見を省き施術者の感想だけを話す。」を評価するための説明であり、今回の「主訴、重要な経過、客観所見、懸念点を簡潔に整理して伝える。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「推測だけを事実として伝える。」を評価するための説明であり、今回の「主訴、重要な経過、客観所見、懸念点を簡潔に整理して伝える。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「主訴、重要な経過、客観所見、懸念点を簡潔に整理して伝える。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：連携では診療判断に必要な情報を正確かつ簡潔に共有する。 連携では診療判断に必要な情報を正確かつ簡潔に共有する。

Q113

6-4 記録・情報 > チーム共有 | 難易度：標準

チーム共有の論点「優先順位」について、「筋力低下の発症時刻、部位、程度、随伴症状」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．急性神経症状では発症時刻と神経学的所見が医療判断に重要である。
- イ．患者急変の判断とは無関係である。
- ウ．緊急時の優先情報ではない。
- エ．医療判断の中核情報ではない。

答え・4肢解説

正答：ア．急性神経症状では発症時刻と神経学的所見が医療判断に重要である。

ア：正しい。この説明が「筋力低下の発症時刻、部位、程度、随伴症状」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「施術所の今月売上」を評価するための説明であり、今回の「筋力低下の発症時刻、部位、程度、随伴症状」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の趣味の詳細」を評価するための説明であり、今回の「筋力低下の発症時刻、部位、程度、随伴症状」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「待合室の混雑状況」を評価するための説明であり、今回の「筋力低下の発症時刻、部位、程度、随伴症状」を支持する根拠にはならない。

総合解説：急性神経症状では発症時刻と神経学的所見が医療判断に重要である。急性神経症状では発症時刻と神経学的所見が医療判断に重要である。

Q114

6-4 記録・情報 > チーム共有 | 難易度：標準

チーム共有の論点「復唱・確認」について、「重要事項を復唱し、内容を相互に確認する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．不明点は確認する。
- イ．復唱・確認は聞き間違いや数値誤認を減らす方法の一つである。
- ウ．重要情報は確認・記録する。
- エ．数値情報は正確に共有する。

答え・4肢解説

正答：イ．復唱・確認は聞き間違いや数値誤認を減らす方法の一つである。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「聞き取れなくても推測する。」を評価するための説明であり、今回の「重要事項を復唱し、内容を相互に確認する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「重要事項を復唱し、内容を相互に確認する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「確認せず記憶だけに頼る。」を評価するための説明であり、今回の「重要事項を復唱し、内容を相互に確認する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「数字はだいたいで伝える。」を評価するための説明であり、今回の「重要事項を復唱し、内容を相互に確認する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：復唱・確認は聞き間違いや数値誤認を減らす方法の一つである。復唱・確認は聞き間違いや数値誤認を減らす方法の一つである。

Q115

6-4 記録・情報 > チーム共有 | 難易度：標準

チーム共有の論点「共通目標」について、「本人の目標を共通目標として共有し、各職種の役割を調整する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．目標の不一致は支援を分断する。
- イ．患者の価値観は共有すべき重要情報である。
- ウ．患者の生活目標を共有すると各職種の介入を同じ方向へ調整しやすい。
- エ．多職種の専門性を活用する。

答え・4肢解説

正答：ウ．患者の生活目標を共有すると各職種の介入を同じ方向へ調整しやすい。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「各職種が本人の希望と無関係な目標を別々に立てる。」を評価するための説明であり、今回の「本人の目標を共通目標として共有し、各職種の役割を調整する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の目標はチームへ伝えない。」を評価するための説明であり、今回の「本人の目標を共通目標として共有し、各職種の役割を調整する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「本人の目標を共通目標として共有し、各職種の役割を調整する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「一職種だけで全て決める。」を評価するための説明であり、今回の「本人の目標を共通目標として共有し、各職種の役割を調整する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：患者の生活目標を共有すると各職種の介入を同じ方向へ調整しやすい。患者の生活目標を共有すると各職種の介入を同じ方向へ調整しやすい。

Q116

6-4 記録・情報 > チーム共有 | 難易度：標準

チーム共有の論点「プライバシー」について、「支援目的に必要な情報へ絞り、参加者と利用目的を踏まえて共有する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．無関係な情報共有は避ける。
- イ．不特定多数への公開は適切でない。
- ウ．患者取り違え防止が必要である。
- エ．チーム共有でも目的に必要な範囲で個人情報を取り扱う。

答え・4肢解説

正答：エ．チーム共有でも目的に必要な範囲で個人情報を取り扱う。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「診療に無関係な家族の秘密まで全て話す。」を評価するための説明であり、今回の「支援目的に必要な情報へ絞り、参加者と利用目的を踏まえて共有する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「院外の不特定多数にも同時配信する。」を評価するための説明であり、今回の「支援目的に必要な情報へ絞り、参加者と利用目的を踏まえて共有する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「本人確認せず別患者の資料を配布する。」を評価するための説明であり、今回の「支援目的に必要な情報へ絞り、参加者と利用目的を踏まえて共有する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「支援目的に必要な情報へ絞り、参加者と利用目的を踏まえて共有する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：チーム共有でも目的に必要な範囲で個人情報を取り扱う。チーム共有でも目的に必要な範囲で個人情報を取り扱う。

Q117

6-4 記録・情報 > チーム共有 | 難易度：応用

チーム共有の論点「見解不一致」について、「患者の状態と目標を共有し、各職種の根拠を確認して安全な計画へ調整する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．異なる専門的見解は、根拠と患者目標を共有して統合することが重要である。
- イ．専門的懸念を検討する。
- ウ．対話を止めると安全性が低下する。
- エ．矛盾した指示は患者を混乱させる。

答え・4肢解説

正答：ア．異なる専門的見解は、根拠と患者目標を共有して統合することが重要である。

ア：正しい。この説明が「患者の状態と目標を共有し、各職種の根拠を確認して安全な計画へ調整する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「一方の意見を無条件に無視する。」を評価するための説明であり、今回の「患者の状態と目標を共有し、各職種の根拠を確認して安全な計画へ調整する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「意見が違うので情報共有を中止する。」を評価するための説明であり、今回の「患者の状態と目標を共有し、各職種の根拠を確認して安全な計画へ調整する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者へ何も説明せず別々の指示を出す。」を評価するための説明であり、今回の「患者の状態と目標を共有し、各職種の根拠を確認して安全な計画へ調整する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：異なる専門的見解は、根拠と患者目標を共有して統合することが重要である。異なる専門的見解は、根拠と患者目標を共有して統合することが重要である。

Q118

6-4 記録・情報 > チーム共有 | 難易度：標準

チーム共有の論点「担当者交代」について、「現在の主症状、禁忌・注意事項、最近の変化、施術反応、今後の計画を伝える。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．患者名だけでは安全な継続ができない。
- イ．安全に継続するため、現在の状態とリスク・計画を引き継ぐ必要がある。
- ウ．有害反応歴は重要な安全情報である。
- エ．服薬変更は適応判断に影響することがある。

答え・4肢解説

正答：イ．安全に継続するため、現在の状態とリスク・計画を引き継ぐ必要がある。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「患者名だけ伝える。」を評価するための説明であり、今回の「現在の主症状、禁忌・注意事項、最近の変化、施術反応、今後の計画を伝える。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「現在の主症状、禁忌・注意事項、最近の変化、施術反応、今後の計画を伝える。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「前回の有害反応を省略する。」を評価するための説明であり、今回の「現在の主症状、禁忌・注意事項、最近の変化、施術反応、今後の計画を伝える。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「重要な服薬変更を伝えない。」を評価するための説明であり、今回の「現在の主症状、禁忌・注意事項、最近の変化、施術反応、今後の計画を伝える。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：安全に継続するため、現在の状態とリスク・計画を引き継ぐ必要がある。安全に継続するため、現在の状態とリスク・計画を引き継ぐ必要がある。

Q119

6-4 記録・情報 > チーム共有 | 難易度：標準

チーム共有の論点「一貫した説明」について、「チーム内で事実関係と方針を確認し、患者へ一貫した説明ができるよう調整する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．情報の不一致を放置しない。
- イ．質問機会は理解に重要である。
- ウ．共通認識を整え、矛盾の少ない説明を行うことが信頼と安全につながる。
- エ．専門家側で情報整理する責任がある。

答え・4肢解説

正答：ウ．共通認識を整え、矛盾の少ない説明を行うことが信頼と安全につながる。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「混乱したまま各自の説明を続ける。」を評価するための説明であり、今回の「チーム内で事実関係と方針を確認し、患者へ一貫した説明ができるよう調整する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の質問を禁止する。」を評価するための説明であり、今回の「チーム内で事実関係と方針を確認し、患者へ一貫した説明ができるよう調整する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「チーム内で事実関係と方針を確認し、患者へ一貫した説明ができるよう調整する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「誰の説明が正しいか患者に決めさせるだけにする。」を評価するための説明であり、今回の「チーム内で事実関係と方針を確認し、患者へ一貫した説明ができるよう調整する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：共通認識を整え、矛盾の少ない説明を行うことが信頼と安全につながる。 共通認識を整え、矛盾の少ない説明を行うことが信頼と安全につながる。

Q120

6-4 記録・情報 > チーム共有 | 難易度：応用

チーム共有の論点「連携記録」について、「相談日時、相手、共有内容、助言内容、今後の対応を記録する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．重要な口頭連携も記録する。
- イ．記憶だけでは情報が失われる。
- ウ．患者にも必要な説明を行う。
- エ．連携内容を記録することで、後の治療計画とチーム共有の整合性を保てる。

答え・4肢解説

正答：エ．連携内容を記録することで、後の治療計画とチーム共有の整合性を保てる。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「口頭相談なので記録しない。」を評価するための説明であり、今回の「相談日時、相手、共有内容、助言内容、今後の対応を記録する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「助言内容を自分だけが記憶する。」を評価するための説明であり、今回の「相談日時、相手、共有内容、助言内容、今後の対応を記録する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者には必要な範囲の説明をしない。」を評価するための説明であり、今回の「相談日時、相手、共有内容、助言内容、今後の対応を記録する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「相談日時、相手、共有内容、助言内容、今後の対応を記録する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：連携内容を記録することで、後の治療計画とチーム共有の整合性を保てる。 連携内容を記録することで、後の治療計画とチーム共有の整合性を保てる。

Q121

6-5 総合事例 > 初期評価 | 難易度：基礎

初期評価の論点「レッドフラッグ確認」について、「発症状況、外傷、発熱、排尿排便障害、下肢筋力低下などを確認する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．急性腰痛ではまず重篤疾患を示すレッドフラッグと神経症状を確認する。
- イ．局所痛だけでは危険疾患を除外できない。
- ウ．年齢のみで診断しない。
- エ．問診・身体所見から重要な評価ができる。

答え・4肢解説

正答：ア．急性腰痛ではまず重篤疾患を示すレッドフラッグと神経症状を確認する。

ア：正しい。この説明が「発症状況、外傷、発熱、排尿排便障害、下肢筋力低下などを確認する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「痛い場所だけ確認する。」を評価するための説明であり、今回の「発症状況、外傷、発熱、排尿排便障害、下肢筋力低下などを確認する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「年齢だけで原因を決める。」を評価するための説明であり、今回の「発症状況、外傷、発熱、排尿排便障害、下肢筋力低下などを確認する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「画像がないため評価しない。」を評価するための説明であり、今回の「発症状況、外傷、発熱、排尿排便障害、下肢筋力低下などを確認する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：急性腰痛ではまず重篤疾患を示すレッドフラッグと神経症状を確認する。急性腰痛ではまず重篤疾患を示すレッドフラッグと神経症状を確認する。

Q122

6-5 総合事例 > 初期評価 | 難易度：標準

初期評価の論点「二次性頭痛評価」について、「発症時刻、突然性、神経症状、意識、血圧など緊急性を評価する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．肩こりの有無だけでは不十分である。
- イ．突然発症の激しい頭痛はくも膜下出血などの二次性頭痛を疑い緊急評価する。
- ウ．頭痛部位だけで原因を決めない。
- エ．緊急性の評価を優先する。

答え・4肢解説

正答：イ．突然発症の激しい頭痛はくも膜下出血などの二次性頭痛を疑い緊急評価する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「肩こりの有無だけ確認する。」を評価するための説明であり、今回の「発症時刻、突然性、神経症状、意識、血圧など緊急性を評価する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「発症時刻、突然性、神経症状、意識、血圧など緊急性を評価する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「痛みの場所だけで片頭痛と決める。」を評価するための説明であり、今回の「発症時刻、突然性、神経症状、意識、血圧など緊急性を評価する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「施術歴だけ聞く。」を評価するための説明であり、今回の「発症時刻、突然性、神経症状、意識、血圧など緊急性を評価する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：突然発症の激しい頭痛はくも膜下出血などの二次性頭痛を疑い緊急評価する。突然発症の激しい頭痛はくも膜下出血などの二次性頭痛を疑い緊急評価する。

Q123

6-5 総合事例 > 初期評価 | 難易度：標準

初期評価の論点「循環呼吸評価」について、「痛みの性質・持続時間・誘因、呼吸困難、冷汗、バイタルなどを確認する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．筋骨格所見だけで重篤疾患を除外しない。
- イ．若年でも重篤疾患は起こり得る。
- ウ．胸痛では心血管・呼吸器疾患を含め緊急性を判断する情報を集める。
- エ．疼痛強度だけでは重症度を判断できない。

答え・4肢解説

正答：ウ．胸痛では心血管・呼吸器疾患を含め緊急性を判断する情報を集める。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「胸部筋の圧痛だけ確認する。」を評価するための説明であり、今回の「痛みの性質・持続時間・誘因、呼吸困難、冷汗、バイタルなどを確認する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「若年者なら心疾患を除外する。」を評価するための説明であり、今回の「痛みの性質・持続時間・誘因、呼吸困難、冷汗、バイタルなどを確認する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「痛みの性質・持続時間・誘因、呼吸困難、冷汗、バイタルなどを確認する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「痛みが軽ければ評価を省く。」を評価するための説明であり、今回の「痛みの性質・持続時間・誘因、呼吸困難、冷汗、バイタルなどを確認する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：胸痛では心血管・呼吸器疾患を含め緊急性を判断する情報を集める。胸痛では心血管・呼吸器疾患を含め緊急性を判断する情報を集める。

Q124

6-5 総合事例 > 初期評価 | 難易度：基礎

初期評価の論点「骨折リスク」について、「受傷機転、荷重可否、患肢変形・短縮、骨粗鬆症歴を確認する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．主訴部位と関連所見を優先する。
- イ．骨折でも歩ける場合がある。
- ウ．薬剤情報だけでは骨折評価にならない。
- エ．高齢者転倒では脆弱性骨折を念頭に置き、歩行能力・変形・骨粗鬆症等を評価する。

答え・4肢解説

正答：エ．高齢者転倒では脆弱性骨折を念頭に置き、歩行能力・変形・骨粗鬆症等を評価する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「肩関節可動域だけ測定する。」を評価するための説明であり、今回の「受傷機転、荷重可否、患肢変形・短縮、骨粗鬆症歴を確認する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「歩ければ骨折は必ず否定できるとする。」を評価するための説明であり、今回の「受傷機転、荷重可否、患肢変形・短縮、骨粗鬆症歴を確認する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「痛み止めの有無だけ確認する。」を評価するための説明であり、今回の「受傷機転、荷重可否、患肢変形・短縮、骨粗鬆症歴を確認する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「受傷機転、荷重可否、患肢変形・短縮、骨粗鬆症歴を確認する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：高齢者転倒では脆弱性骨折を念頭に置き、歩行能力・変形・骨粗鬆症等を評価する。高齢者転倒では脆弱性骨折を念頭に置き、歩行能力・変形・骨粗鬆症等を評価する。

Q125

6-5 総合事例 > 初期評価 | 難易度：標準

初期評価の論点「中枢性所見」について、「新たな構音障害、片麻痺、強い歩行失調などの随伴」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．めまいに局所神経症状や著明な運動失調を伴う場合は中枢性病変を考える。
- イ．肩こり単独は中枢性所見ではない。
- ウ．乗り物酔い歴だけでは緊急性を示さない。
- エ．寝不足だけでは中枢障害の根拠にならない。

答え・4肢解説

正答：ア．めまいに局所神経症状や著明な運動失調を伴う場合は中枢性病変を考える。

ア：正しい。この説明が「新たな構音障害、片麻痺、強い歩行失調などの随伴」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「肩こりだけ」を評価するための説明であり、今回の「新たな構音障害、片麻痺、強い歩行失調などの随伴」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「軽い乗り物酔い歴」を評価するための説明であり、今回の「新たな構音障害、片麻痺、強い歩行失調などの随伴」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「寝不足だけ」を評価するための説明であり、今回の「新たな構音障害、片麻痺、強い歩行失調などの随伴」を支持する根拠にはならない。

総合解説：めまいに局所神経症状や著明な運動失調を伴う場合は中枢性病変を考える。めまいに局所神経症状や著明な運動失調を伴う場合は中枢性病変を考える。

Q126

6-5 総合事例 > 初期評価 | 難易度：標準

初期評価の論点「DVT評価」について、「発症時期、左右差、熱感、長期臥床・手術・がん等の血栓リスクを確認する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．左右差は重要な情報となる。
- イ．DVTを含む血栓性疾患の可能性を考えリスク因子と局所所見を評価する。
- ウ．片側急性腫脹は重要な鑑別所見である。
- エ．血栓が疑われる患肢へ強刺激を行わない。

答え・4肢解説

正答：イ．DVTを含む血栓性疾患の可能性を考えリスク因子と局所所見を評価する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「下腿周径差は確認しない。」を評価するための説明であり、今回の「発症時期、左右差、熱感、長期臥床・手術・がん等の血栓リスクを確認する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「発症時期、左右差、熱感、長期臥床・手術・がん等の血栓リスクを確認する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「両側か片側かは関係ない。」を評価するための説明であり、今回の「発症時期、左右差、熱感、長期臥床・手術・がん等の血栓リスクを確認する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「施術前に強く揉んで反応を見る。」を評価するための説明であり、今回の「発症時期、左右差、熱感、長期臥床・手術・がん等の血栓リスクを確認する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：DVTを含む血栓性疾患の可能性を考えリスク因子と局所所見を評価する。DVTを含む血栓性疾患の可能性を考えリスク因子と局所所見を評価する。

Q127

6-5 総合事例 > 初期評価 | 難易度：標準

初期評価の論点「中枢・末梢鑑別」について、「額のしわ寄せ、閉眼、四肢筋力、構音などを確認する。」が適切とされる根拠はどれか。

ア．下顔面だけの観察では中枢病変を見逃す。

イ．片麻痺は脳卒中評価に重要である。

ウ．顔面麻痺では末梢性・中枢性を鑑別するため顔面全体と他の神経症状を確認する。

エ．急性神経症状では発症時刻が重要である。

答え・4肢解説

正答：ウ．顔面麻痺では末梢性・中枢性を鑑別するため顔面全体と他の神経症状を確認する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「口角だけ見て末梢性と決める。」を評価するための説明であり、今回の「額のしわ寄せ、閉眼、四肢筋力、構音などを確認する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「上肢筋力は確認しない。」を評価するための説明であり、今回の「額のしわ寄せ、閉眼、四肢筋力、構音などを確認する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「額のしわ寄せ、閉眼、四肢筋力、構音などを確認する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「発症時刻は確認しない。」を評価するための説明であり、今回の「額のしわ寄せ、閉眼、四肢筋力、構音などを確認する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：顔面麻痺では末梢性・中枢性を鑑別するため顔面全体と他の神経症状を確認する。顔面麻痺では末梢性・中枢性を鑑別するため顔面全体と他の神経症状を確認する。

Q128

6-5 総合事例 > 初期評価 | 難易度：標準

初期評価の論点「急性腹症」について、「発症部位と経過、嘔吐・便通・発熱、腹膜刺激症状、バイタル」が適切とされる根拠はどれか。

ア．東洋医学的診察だけで急性腹症を除外できない。

イ．痛みの強さだけでは病態を判断できない。

ウ．食事嗜好だけでは緊急性を評価できない。

エ．腹痛では病歴、随伴症状、腹部所見、全身状態を統合して緊急性を評価する。

答え・4肢解説

正答：エ．腹痛では病歴、随伴症状、腹部所見、全身状態を統合して緊急性を評価する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「舌所見だけ」を評価するための説明であり、今回の「発症部位と経過、嘔吐・便通・発熱、腹膜刺激症状、バイタル」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「腹痛の数値だけ」を評価するための説明であり、今回の「発症部位と経過、嘔吐・便通・発熱、腹膜刺激症状、バイタル」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「食事の好みだけ」を評価するための説明であり、今回の「発症部位と経過、嘔吐・便通・発熱、腹膜刺激症状、バイタル」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「発症部位と経過、嘔吐・便通・発熱、腹膜刺激症状、バイタル」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：腹痛では病歴、随伴症状、腹部所見、全身状態を統合して緊急性を評価する。腹痛では病歴、随伴症状、腹部所見、全身状態を統合して緊急性を評価する。

Q129

6-5 総合事例 > 初期評価 | 難易度：標準

初期評価の論点「臓器障害症状」について、「胸痛、呼吸困難、神経症状、視覚異常など急性臓器障害を示す症状の有無」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．高度高血圧では臓器障害症状の有無により緊急性が大きく異なる。
- イ．既往があっても急性変化を確認する。
- ウ．原因評価なしに施術強度を上げない。
- エ．測定条件を整え再確認することも重要である。

答え・4肢解説

正答：ア．高度高血圧では臓器障害症状の有無により緊急性が大きく異なる。

ア：正しい。この説明が「胸痛、呼吸困難、神経症状、視覚異常など急性臓器障害を示す症状の有無」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「高血圧歴があれば症状確認は不要とする。」を評価するための説明であり、今回の「胸痛、呼吸困難、神経症状、視覚異常など急性臓器障害を示す症状の有無」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「数値だけ見て直ちに鍼刺激を増やす。」を評価するための説明であり、今回の「胸痛、呼吸困難、神経症状、視覚異常など急性臓器障害を示す症状の有無」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「自覚症状がなければ測定し直さない。」を評価するための説明であり、今回の「胸痛、呼吸困難、神経症状、視覚異常など急性臓器障害を示す症状の有無」を支持する根拠にはならない。

総合解説：高度高血圧では臓器障害症状の有無により緊急性が大きく異なる。高度高血圧では臓器障害症状の有無により緊急性が大きく異なる。

Q130

6-5 総合事例 > 初期評価 | 難易度：標準

初期評価の論点「妊娠関連症状」について、「妊娠可能性と痛み・出血の程度を確認し、異所性妊娠なども考えて医療評価を検討する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．通常の月経痛以外の病態を除外する必要がある。
- イ．妊娠可能性がある下腹部痛・出血では産婦人科的緊急疾患も鑑別する。
- ウ．妊娠可能性は重要な問診項目である。
- エ．原因不明の腹痛・出血に強刺激を行わない。

答え・4肢解説

正答：イ．妊娠可能性がある下腹部痛・出血では産婦人科的緊急疾患も鑑別する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「月経痛と決めつける。」を評価するための説明であり、今回の「妊娠可能性と痛み・出血の程度を確認し、異所性妊娠なども考えて医療評価を検討する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「妊娠可能性と痛み・出血の程度を確認し、異所性妊娠なども考えて医療評価を検討する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「妊娠可能性は聞かない。」を評価するための説明であり、今回の「妊娠可能性と痛み・出血の程度を確認し、異所性妊娠なども考えて医療評価を検討する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「強い腹部施術で反応を見る。」を評価するための説明であり、今回の「妊娠可能性と痛み・出血の程度を確認し、異所性妊娠なども考えて医療評価を検討する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：妊娠可能性がある下腹部痛・出血では産婦人科的緊急疾患も鑑別する。妊娠可能性がある下腹部痛・出血では産婦人科的緊急疾患も鑑別する。

Q131

6-5 総合事例 > 初期評価 | 難易度：標準

初期評価の論点「服薬確認」について、「出血、低血糖、起立性低血圧など施術安全性に関わる影響を把握できるため」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．安全評価に重要な薬剤がある。
- イ．不明なお薬手帳等で確認を検討する。
- ウ．薬剤は患者の全身状態や有害事象リスクに影響することがある。
- エ．処方変更を独断で指示しない。

答え・4肢解説

正答：ウ．薬剤は患者の全身状態や有害事象リスクに影響することがある。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「薬剤は鍼灸と一切関係しないため」を評価するための説明であり、今回の「出血、低血糖、起立性低血圧など施術安全性に関わる影響を把握できるため」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「患者が薬名を知らなくても記録不要だから」を評価するための説明であり、今回の「出血、低血糖、起立性低血圧など施術安全性に関わる影響を把握できるため」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「出血、低血糖、起立性低血圧など施術安全性に関わる影響を把握できるため」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「処方薬は施術者が自由に中止できるため」を評価するための説明であり、今回の「出血、低血糖、起立性低血圧など施術安全性に関わる影響を把握できるため」を支持する根拠にはならない。

総合解説：薬剤は患者の全身状態や有害事象リスクに影響することがある。 薬剤は患者の全身状態や有害事象リスクに影響することがある。

Q132

6-5 総合事例 > 初期評価 | 難易度：応用

初期評価の論点「患者中心評価」について、「どの活動が困難で、患者が何をできるようになりたいか。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．経穴選択より先に患者状態と目標を評価する。
- イ．本人の価値観を目標へ反映する。
- ウ．活動・参加への影響も重要である。
- エ．患者中心の治療計画には機能障害と本人の生活目標を把握する必要がある。

答え・4肢解説

正答：エ．患者中心の治療計画には機能障害と本人の生活目標を把握する必要がある。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「施術者が選びたい経穴だけ」を評価するための説明であり、今回の「どの活動が困難で、患者が何をできるようになりたいか。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の希望とは無関係な目標だけ」を評価するための説明であり、今回の「どの活動が困難で、患者が何をできるようになりたいか。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「痛み以外の生活状況は一切聞かない」を評価するための説明であり、今回の「どの活動が困難で、患者が何をできるようになりたいか。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「どの活動が困難で、患者が何をできるようになりたいか。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：患者中心の治療計画には機能障害と本人の生活目標を把握する必要がある。 患者中心の治療計画には機能障害と本人の生活目標を把握する必要がある。

Q133

6-5 総合事例 > 適応判断 | 難易度：基礎

適応判断の論点「非特異的疼痛」について、「安全確認後、症状緩和と機能改善を目的に鍼灸を検討できる。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．レッドフラッグのない安定した筋骨格症状は鍼灸の対象として検討できる。
- イ．肩こり自体は一律禁忌ではない。
- ウ．個別評価に基づき刺激量を定める。
- エ．経過や新症状により受診勧奨が必要となる場合もある。

答え・4肢解説

正答：ア．レッドフラッグのない安定した筋骨格症状は鍼灸の対象として検討できる。

ア：正しい。この説明が「安全確認後、症状緩和と機能改善を目的に鍼灸を検討できる。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「全ての肩こりは禁忌である。」を評価するための説明であり、今回の「安全確認後、症状緩和と機能改善を目的に鍼灸を検討できる。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「評価せず必ず強刺激を行う。」を評価するための説明であり、今回の「安全確認後、症状緩和と機能改善を目的に鍼灸を検討できる。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「肩こりがあれば医療連携は一切不要である。」を評価するための説明であり、今回の「安全確認後、症状緩和と機能改善を目的に鍼灸を検討できる。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：レッドフラッグのない安定した筋骨格症状は鍼灸の対象として検討できる。 レッドフラッグのない安定した筋骨格症状は鍼灸の対象として検討できる。

Q134

6-5 総合事例 > 適応判断 | 難易度：標準

適応判断の論点「発熱と局所炎症」について、「感染性関節炎等を疑い、施術を見送り速やかな医療評価を勧める。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．慢性変性疾患と決めつけない。
- イ．発熱を伴う急性単関節炎では感染を除外するまで通常施術を優先しない。
- ウ．感染疑い部位への強い温熱刺激を避ける。
- エ．原因評価が先である。

答え・4肢解説

正答：イ．発熱を伴う急性単関節炎では感染を除外するまで通常施術を優先しない。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「変形性膝関節症として施術する。」を評価するための説明であり、今回の「感染性関節炎等を疑い、施術を見送り速やかな医療評価を勧める。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「感染性関節炎等を疑い、施術を見送り速やかな医療評価を勧める。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「温灸を強く行う。」を評価するための説明であり、今回の「感染性関節炎等を疑い、施術を見送り速やかな医療評価を勧める。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「発熱を無視して運動療法を行う。」を評価するための説明であり、今回の「感染性関節炎等を疑い、施術を見送り速やかな医療評価を勧める。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：発熱を伴う急性単関節炎では感染を除外するまで通常施術を優先しない。 発熱を伴う急性単関節炎では感染を除外するまで通常施術を優先しない。

Q135

6-5 総合事例 > 適応判断 | 難易度：標準

適応判断の論点「進行性麻痺」について、「頸髄障害等を疑い、通常施術を続けず医療評価を優先する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．神経学的悪化を単純な筋緊張とみなさない。
- イ．中枢神経障害の可能性を考える。
- ウ．進行する手指巧緻障害と歩行障害は頸髄症等の重要所見である。
- エ．進行性症状では早期評価が必要である。

答え・4肢解説

正答：ウ．進行する手指巧緻障害と歩行障害は頸髄症等の重要所見である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「肩こりの悪化として局所刺激を増やす。」を評価するための説明であり、今回の「頸髄障害等を疑い、通常施術を続けず医療評価を優先する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「歩行不安定は疲労だけと判断する。」を評価するための説明であり、今回の「頸髄障害等を疑い、通常施術を続けず医療評価を優先する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「頸髄障害等を疑い、通常施術を続けず医療評価を優先する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「次回まで様子を見る。」を評価するための説明であり、今回の「頸髄障害等を疑い、通常施術を続けず医療評価を優先する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：進行する手指巧緻障害と歩行障害は頸髄症等の重要所見である。進行する手指巧緻障害と歩行障害は頸髄症等の重要所見である。

Q136

6-5 総合事例 > 適応判断 | 難易度：標準

適応判断の論点「相対的注意」について、「薬剤・出血リスク・部位・深度を確認し、必要な止血対策を講じて個別判断する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．処方薬を独断で中止させない。
- イ．状態と手技に応じて個別判断する。
- ウ．深刺は出血リスクを高め得る。
- エ．抗血栓薬使用は出血リスク評価が必要だが、疾患名・薬剤名だけで一律判断しない。

答え・4肢解説

正答：エ．抗血栓薬使用は出血リスク評価が必要だが、疾患名・薬剤名だけで一律判断しない。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「薬を自己中止させる。」を評価するための説明であり、今回の「薬剤・出血リスク・部位・深度を確認し、必要な止血対策を講じて個別判断する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「全例絶対禁忌とする。」を評価するための説明であり、今回の「薬剤・出血リスク・部位・深度を確認し、必要な止血対策を講じて個別判断する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「深刺するほど安全とする。」を評価するための説明であり、今回の「薬剤・出血リスク・部位・深度を確認し、必要な止血対策を講じて個別判断する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「薬剤・出血リスク・部位・深度を確認し、必要な止血対策を講じて個別判断する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：抗血栓薬使用は出血リスク評価が必要だが、疾患名・薬剤名だけで一律判断しない。抗血栓薬使用は出血リスク評価が必要だが、疾患名・薬剤名だけで一律判断しない。

Q137

6-5 総合事例 > 適応判断 | 難易度：標準

適応判断の論点「熱傷リスク」について、「熱傷リスクが高いため直接灸を避け、より安全な方法を検討する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．感覚障害では熱損傷を自覚しにくく、直接灸等の強い熱刺激は特に慎重に扱う。
- イ．感覚低下は安全ではなく危険因子である。
- ウ．客観的な皮膚確認が必要である。
- エ．熱傷予防のため観察が重要である。

答え・4肢解説

正答：ア．感覚障害では熱損傷を自覚しにくく、直接灸等の強い熱刺激は特に慎重に扱う。

ア：正しい。この説明が「熱傷リスクが高いため直接灸を避け、より安全な方法を検討する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「熱さを感じないので強い灸を行う。」を評価するための説明であり、今回の「熱傷リスクが高いため直接灸を避け、より安全な方法を検討する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の自己申告だけで熱量を決める。」を評価するための説明であり、今回の「熱傷リスクが高いため直接灸を避け、より安全な方法を検討する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「皮膚観察を行わない。」を評価するための説明であり、今回の「熱傷リスクが高いため直接灸を避け、より安全な方法を検討する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：感覚障害では熱損傷を自覚しにくく、直接灸等の強い熱刺激は特に慎重に扱う。感覚障害では熱損傷を自覚しにくく、直接灸等の強い熱刺激は特に慎重に扱う。

Q138

6-5 総合事例 > 適応判断 | 難易度：基礎

適応判断の論点「骨折疑い」について、「骨折を疑い、局所施術を行わず医療評価を優先する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．強い運動で損傷を悪化させる可能性がある。
- イ．変形を伴う急性外傷は骨折を疑い、施術より医療評価を優先する。
- ウ．専門外の整復を行わない。
- エ．鎮痛しても骨折の有無は判断できない。

答え・4肢解説

正答：イ．変形を伴う急性外傷は骨折を疑い、施術より医療評価を優先する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「捻挫として強く動かす。」を評価するための説明であり、今回の「骨折を疑い、局所施術を行わず医療評価を優先する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「骨折を疑い、局所施術を行わず医療評価を優先する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「変形を徒手で整復する。」を評価するための説明であり、今回の「骨折を疑い、局所施術を行わず医療評価を優先する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「鍼で痛みが減れば骨折は否定できる。」を評価するための説明であり、今回の「骨折を疑い、局所施術を行わず医療評価を優先する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：変形を伴う急性外傷は骨折を疑い、施術より医療評価を優先する。変形を伴う急性外傷は骨折を疑い、施術より医療評価を優先する。

Q139

6-5 総合事例 > 適応判断 | 難易度：応用

適応判断の論点「診断後の変化」について、「過去の診断に頼らず、二次性頭痛を疑って緊急評価を優先する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．新規神経症状は重要な警告所見である。
- イ．過去の診断へ固定しない。
- ウ．既診断があっても症状パターンが変化した場合は新たな病態を評価する。
- エ．片麻痺は中枢神経障害を示唆する。

答え・4肢解説

正答：ウ．既診断があっても症状パターンが変化した場合は新たな病態を評価する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「以前と同じ頭痛として施術する。」を評価するための説明であり、今回の「過去の診断に頼らず、二次性頭痛を疑って緊急評価を優先する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「診断歴があれば新症状は無視する。」を評価するための説明であり、今回の「過去の診断に頼らず、二次性頭痛を疑って緊急評価を優先する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「過去の診断に頼らず、二次性頭痛を疑って緊急評価を優先する。」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「片麻痺は頭痛と無関係とする。」を評価するための説明であり、今回の「過去の診断に頼らず、二次性頭痛を疑って緊急評価を優先する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：既診断があっても症状パターンが変化した場合は新たな病態を評価する。既診断があっても症状パターンが変化した場合は新たな病態を評価する。

Q140

6-5 総合事例 > 適応判断 | 難易度：応用

適応判断の論点「希望施術の不適応」について、「患者希望を聞きつつ気胸リスクを説明し、安全な深度・方法へ変更する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．希望があっても危険な手技を行わない。
- イ．変更理由を説明する。
- ウ．適切な情報提供が必要である。
- エ．患者希望は尊重しつつ、専門職として安全性を優先し代替方法を提案する。

答え・4肢解説

正答：エ．患者希望は尊重しつつ、専門職として安全性を優先し代替方法を提案する。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「希望どおり最大深度まで刺す。」を評価するための説明であり、今回の「患者希望を聞きつつ気胸リスクを説明し、安全な深度・方法へ変更する。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「リスク説明をせず浅刺する。」を評価するための説明であり、今回の「患者希望を聞きつつ気胸リスクを説明し、安全な深度・方法へ変更する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「断られるのを避けるため危険性を隠す。」を評価するための説明であり、今回の「患者希望を聞きつつ気胸リスクを説明し、安全な深度・方法へ変更する。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「患者希望を聞きつつ気胸リスクを説明し、安全な深度・方法へ変更する。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：患者希望は尊重しつつ、専門職として安全性を優先し代替方法を提案する。患者希望は尊重しつつ、専門職として安全性を優先し代替方法を提案する。

Q141

6-5 総合事例 > 適応判断 | 難易度：応用

適応判断の論点「無効・悪化」について、「漫然と継続せず、初期評価と適応を見直して必要なら医療連携する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．無効・悪化は病態仮説と治療適応を再評価する契機となる。
- イ．原因評価なく回数だけ増やさない。
- ウ．悪化を安易に好転反応と扱わない。
- エ．経過を客観的に評価する。

答え・4肢解説

正答：ア．無効・悪化は病態仮説と治療適応を再評価する契機となる。

ア：正しい。この説明が「漫然と継続せず、初期評価と適応を見直して必要なら医療連携する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「施術回数を倍にするだけにする。」を評価するための説明であり、今回の「漫然と継続せず、初期評価と適応を見直して必要なら医療連携する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「悪化を必ず好転反応と説明する。」を評価するための説明であり、今回の「漫然と継続せず、初期評価と適応を見直して必要なら医療連携する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「評価指標を記録しない。」を評価するための説明であり、今回の「漫然と継続せず、初期評価と適応を見直して必要なら医療連携する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：無効・悪化は病態仮説と治療適応を再評価する契機となる。 無効・悪化は病態仮説と治療適応を再評価する契機となる。

Q142

6-5 総合事例 > 連携・報告 | 難易度：基礎

連携・報告の論点「救急引継ぎ」について、「発症時刻、直前症状、バイタル、既往・服薬、行った応急処置」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．緊急医療判断には不要である。
- イ．救急引継ぎでは診療判断に必要な時刻・症状・状態・処置を簡潔に伝える。
- ウ．緊急性判断の中心情報ではない。
- エ．患者搬送には無関係である。

答え・4肢解説

正答：イ．救急引継ぎでは診療判断に必要な時刻・症状・状態・処置を簡潔に伝える。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「施術所の売上」を評価するための説明であり、今回の「発症時刻、直前症状、バイタル、既往・服薬、行った応急処置」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「発症時刻、直前症状、バイタル、既往・服薬、行った応急処置」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の趣味」を評価するための説明であり、今回の「発症時刻、直前症状、バイタル、既往・服薬、行った応急処置」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「スタッフの勤務予定」を評価するための説明であり、今回の「発症時刻、直前症状、バイタル、既往・服薬、行った応急処置」を支持する根拠にはならない。

総合解説：救急引継ぎでは診療判断に必要な時刻・症状・状態・処置を簡潔に伝える。 救急引継ぎでは診療判断に必要な時刻・症状・状態・処置を簡潔に伝える。

Q143

6-5 総合事例 > 連携・報告 | 難易度：標準

連携・報告の論点「気胸疑い」について、「刺鍼部位・方向・深度、発症時刻、胸痛・呼吸困難、バイタル」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．診断・治療判断とは無関係である。
- イ．患者状態の評価に不要である。
- ウ．医原性気胸の評価には刺鍼条件と症状発現の時間関係が重要である。
- エ．緊急紹介の中心情報ではない。

答え・4肢解説

正答：ウ．医原性気胸の評価には刺鍼条件と症状発現の時間関係が重要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「施術料金」を評価するための説明であり、今回の「刺鍼部位・方向・深度、発症時刻、胸痛・呼吸困難、バイタル」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「待合室人数」を評価するための説明であり、今回の「刺鍼部位・方向・深度、発症時刻、胸痛・呼吸困難、バイタル」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「刺鍼部位・方向・深度、発症時刻、胸痛・呼吸困難、バイタル」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の趣味」を評価するための説明であり、今回の「刺鍼部位・方向・深度、発症時刻、胸痛・呼吸困難、バイタル」を支持する根拠にはならない。

総合解説：医原性気胸の評価には刺鍼条件と症状発現の時間関係が重要である。医原性気胸の評価には刺鍼条件と症状発現の時間関係が重要である。

Q144

6-5 総合事例 > 連携・報告 | 難易度：標準

連携・報告の論点「精査依頼」について、「症状経過と客観所見を示し、『進行性神経障害の原因精査を希望』と目的を明確にする。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．重要所見と懸念点を具体化する。
- イ．未確定診断を断定しない。
- ウ．進行性筋力低下は重要情報である。
- エ．紹介目的と根拠となる所見を明確にすると受け手が評価しやすい。

答え・4肢解説

正答：エ．紹介目的と根拠となる所見を明確にすると受け手が評価しやすい。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「何となく不安なので診てください」とだけ伝える。」を評価するための説明であり、今回の「症状経過と客観所見を示し、『進行性神経障害の原因精査を希望』と目的を明確にする。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「病名を確定していないのに断定する。」を評価するための説明であり、今回の「症状経過と客観所見を示し、『進行性神経障害の原因精査を希望』と目的を明確にする。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「筋力所見を省略する。」を評価するための説明であり、今回の「症状経過と客観所見を示し、『進行性神経障害の原因精査を希望』と目的を明確にする。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「症状経過と客観所見を示し、『進行性神経障害の原因精査を希望』と目的を明確にする。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：紹介目的と根拠となる所見を明確にすると受け手が評価しやすい。紹介目的と根拠となる所見を明確にすると受け手が評価しやすい。

Q145

6-5 総合事例 > 連携・報告 | 難易度：標準

連携・報告の論点「情報提供同意」について、「紹介目的と共有内容を患者へ説明し、必要な範囲で情報提供する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．連携時も目的に必要な範囲で適切に情報を共有する。
- イ．通常は患者の理解・同意を得て進める。
- ウ．必要最小限の情報共有が基本である。
- エ．知人関係だけでは提供根拠にならない。

答え・4肢解説

正答：ア．連携時も目的に必要な範囲で適切に情報を共有する。

ア：正しい。この説明が「紹介目的と共有内容を患者へ説明し、必要な範囲で情報提供する。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「本人に知らせず全記録を送る。」を評価するための説明であり、今回の「紹介目的と共有内容を患者へ説明し、必要な範囲で情報提供する。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「診療に無関係な情報も全て送る。」を評価するための説明であり、今回の「紹介目的と共有内容を患者へ説明し、必要な範囲で情報提供する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「知人の医師なら自由に情報提供する。」を評価するための説明であり、今回の「紹介目的と共有内容を患者へ説明し、必要な範囲で情報提供する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：連携時も目的に必要な範囲で適切に情報を共有する。連携時も目的に必要な範囲で適切に情報を共有する。

Q146

6-5 総合事例 > 連携・報告 | 難易度：応用

連携・報告の論点「紹介後フィードバック」について、「医療側の評価を記録し、患者目標と現在所見を踏まえて施術計画を更新する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．新情報に応じて計画を再評価する。
- イ．連携で得た新情報を治療計画と患者説明へ反映することが重要である。
- ウ．連携内容は記録する。
- エ．患者にも必要な説明を行う。

答え・4肢解説

正答：イ．連携で得た新情報を治療計画と患者説明へ反映することが重要である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「紹介前と全く同じ計画を無条件で続ける。」を評価するための説明であり、今回の「医療側の評価を記録し、患者目標と現在所見を踏まえて施術計画を更新する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「医療側の評価を記録し、患者目標と現在所見を踏まえて施術計画を更新する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「医療側の情報を記録しない。」を評価するための説明であり、今回の「医療側の評価を記録し、患者目標と現在所見を踏まえて施術計画を更新する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「患者へ結果を説明しない。」を評価するための説明であり、今回の「医療側の評価を記録し、患者目標と現在所見を踏まえて施術計画を更新する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：連携で得た新情報を治療計画と患者説明へ反映することが重要である。連携で得た新情報を治療計画と患者説明へ反映することが重要である。

Q147

6-5 総合事例 > 連携・報告 | 難易度：標準

連携・報告の論点「リハ連携」について、「移乗・歩行能力、疼痛、疲労、施術後の変化など機能に関する情報」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．支援判断に直結する情報ではない。
- イ．患者機能とは無関係である。
- ウ．リハビリ連携では機能状態や活動時症状、介入後の変化が有用である。
- エ．医療連携の情報ではない。

答え・4肢解説

正答：ウ．リハビリ連携では機能状態や活動時症状、介入後の変化が有用である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「患者の好きなテレビ番組だけ」を評価するための説明であり、今回の「移乗・歩行能力、疼痛、疲労、施術後の変化など機能に関する情報」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「院内BGMの種類」を評価するための説明であり、今回の「移乗・歩行能力、疼痛、疲労、施術後の変化など機能に関する情報」を支持する根拠にはならない。

ウ：正しい。この説明が「移乗・歩行能力、疼痛、疲労、施術後の変化など機能に関する情報」を支持する中心的な根拠である。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「施術所の広告計画」を評価するための説明であり、今回の「移乗・歩行能力、疼痛、疲労、施術後の変化など機能に関する情報」を支持する根拠にはならない。

総合解説：リハビリ連携では機能状態や活動時症状、介入後の変化が有用である。リハビリ連携では機能状態や活動時症状、介入後の変化が有用である。

Q148

6-5 総合事例 > 連携・報告 | 難易度：標準

連携・報告の論点「神経所見」について、「前回値と今回値、発症時期、感覚・反射・歩行の変化を併せて伝える。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．曖昧な表現では重症度が伝わりにくい。
- イ．進行性筋力低下は重要な報告事項である。
- ウ．患者安全のため適切な説明と連携が必要である。
- エ．数値と経時変化を示すと神経障害の進行を客観的に伝えられる。

答え・4肢解説

正答：エ．数値と経時変化を示すと神経障害の進行を客観的に伝えられる。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「『何となく悪い』とだけ伝える。」を評価するための説明であり、今回の「前回値と今回値、発症時期、感覚・反射・歩行の変化を併せて伝える。」を支持する根拠にはならない。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「筋力低下を記録せず施術を続ける。」を評価するための説明であり、今回の「前回値と今回値、発症時期、感覚・反射・歩行の変化を併せて伝える。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者へ伝えず報告もしない。」を評価するための説明であり、今回の「前回値と今回値、発症時期、感覚・反射・歩行の変化を併せて伝える。」を支持する根拠にはならない。

エ：正しい。この説明が「前回値と今回値、発症時期、感覚・反射・歩行の変化を併せて伝える。」を支持する中心的な根拠である。

総合解説：数値と経時変化を示すと神経障害の進行を客観的に伝えられる。数値と経時変化を示すと神経障害の進行を客観的に伝えられる。

Q149

6-5 総合事例 > 連携・報告 | 難易度：応用

連携・報告の論点「説明の整合性」について、「自分の専門範囲を明確にし、必要に応じチームで方針を確認して一貫した説明につなげる。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．専門範囲を守りつつ、情報の不一致はチームで確認・調整することが望ましい。
- イ．他職種の情報を確認せず否定しない。
- ウ．患者の疑問へ対応する。
- エ．多職種で役割を分担する。

答え・4肢解説

正答：ア．専門範囲を守りつつ、情報の不一致はチームで確認・調整することが望ましい。

ア：正しい。この説明が「自分の専門範囲を明確にし、必要に応じチームで方針を確認して一貫した説明につなげる。」を支持する中心的な根拠である。

イ：誤り。この内容は元の選択肢「他職種の説明はすべて誤りだと断定する。」を評価するための説明であり、今回の「自分の専門範囲を明確にし、必要に応じチームで方針を確認して一貫した説明につなげる。」を支持する根拠にはならない。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「患者の質問を避ける。」を評価するための説明であり、今回の「自分の専門範囲を明確にし、必要に応じチームで方針を確認して一貫した説明につなげる。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「自分だけで全治療方針を決定する。」を評価するための説明であり、今回の「自分の専門範囲を明確にし、必要に応じチームで方針を確認して一貫した説明につなげる。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：専門範囲を守りつつ、情報の不一致はチームで確認・調整することが望ましい。専門範囲を守りつつ、情報の不一致はチームで確認・調整することが望ましい。

Q150

6-5 総合事例 > 連携・報告 | 難易度：応用

連携・報告の論点「再発防止報告」について、「組織内で報告し、本人確認手順や予約表示方法など再発防止策を検討する。」が適切とされる根拠はどれか。

- ア．事故前兆の分析に役立つ。
- イ．実害のないインシデントもシステム改善に活用できる重要情報である。
- ウ．個人非難だけでは仕組みの問題が残る。
- エ．事故発生前に予防策を講じる。

答え・4肢解説

正答：イ．実害のないインシデントもシステム改善に活用できる重要情報である。

ア：誤り。この内容は元の選択肢「被害がないので記録しない。」を評価するための説明であり、今回の「組織内で報告し、本人確認手順や予約表示方法など再発防止策を検討する。」を支持する根拠にはならない。

イ：正しい。この説明が「組織内で報告し、本人確認手順や予約表示方法など再発防止策を検討する。」を支持する中心的な根拠である。

ウ：誤り。この内容は元の選択肢「担当者だけを叱って終了する。」を評価するための説明であり、今回の「組織内で報告し、本人確認手順や予約表示方法など再発防止策を検討する。」を支持する根拠にはならない。

エ：誤り。この内容は元の選択肢「同じ事故が起こるまで対策しない。」を評価するための説明であり、今回の「組織内で報告し、本人確認手順や予約表示方法など再発防止策を検討する。」を支持する根拠にはならない。

総合解説：実害のないインシデントもシステム改善に活用できる重要情報である。実害のないインシデントもシステム改善に活用できる重要情報である。